人事委員会年報



駿河湾フェリー(写真提供:静岡県観光協会)

令和3年度版

静岡県人事委員会

はじめに



静岡県人事委員会は、人事行政の専門的機関として、県職員の採用試験の実施や、県職員の給与、勤務時間等の勤務条件についての県議会及び知事への勧告、また、不利益処分に関する職員からの審査請求の審査などの事務を行っています。

この年報は、令和3年度に実施したこのような事務の概要をまとめたものです。また、採用試験の実施や給与の勧告の状況等については、経年の推移を資料編として掲載しました。

県民の皆さまや関係各位にとりまして、この年報が、人事委員会の行う事務について理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和4年6月

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

目 次

< 本	編	>	
第1章	5 組織力	及び運営	
2 人 3 人 4 人	事委員? 事委員? 事委員?		
第2章	5 任用[関係	
2 選	競争試験(選考の状) S募者確保	元 ·····	······19 ·····24 ·····25
第3章	章 給与[身 係	
2 調 3 人 4 統	調査・研究 〈事委員会 合与の支持	。 規則の制定・改廃の状況	······28 ·····29 ····29
第4章	5 公平	審査・労働基準監督等関係	
2 不 3 苦 4 失	利益処分 情相談 分働基準題	三関する措置要求 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	······30 ·····31 ·····31

< 資 料 編 >

1	職員の推移34
2	県職員採用試験・警察官採用試験の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・36
3	職員の給与等に関する報告及び勧告の状況 ・・・・・・・・・・・・・・42
4	ラスパイレス指数の推移 ・・・・・・・・・・・53
5	職種別民間給与実態調査標本事業所数の推移 ・・・・・・・・・・55
6	勤務条件に関する措置要求の推移 ・・・・・・・・・・・56
7	不利益処分に関する審査請求の推移56
8	苦情相談の受付処理状況 ・・・・・・・・57
人事	委員会事務局の基本理念と行動指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

<本 編>

第1章 組織及び運営

一人事委員会は、地方公共団体の職員の任免や給与制度等の人事管理が適正に行われるよう、知事や教育委員会、警察本部長などの各任命権者の権限の行使をチェックし、専門的視点からの調査研究や勧告などを行う機関として地方公務員法に基づき設置されている公平・中立な第三者機関です。

このような役割を果たすため、人事委員会では、公平かつ透明性のある県職員採用試験の実施、民間事業所の給与実態調査を踏まえた議会及び知事への勤務条件に関する報告・勧告、さらに、職員からの不利益処分に関する審査請求及び勤務条件に関する措置要求の審査などの業務を行っています。

1 人事委員会の設置

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くものとされており、静岡県においては、昭和26年6月12日静岡県人事委員会設置条例(昭和26年静岡県条例第28号)により人事委員会が設置されました。

2 人事委員会委員

人事委員会は3人の委員をもって構成する合議制の行政委員会であり、 その委員は議会の同意を得て知事が選任します。

任期は4年であり、令和4年4月1日現在の委員は次のとおりです。

職名	氏 名	任期	備考
委員長 (非常勤)	小川 良昭	H 20. 8. 1 \sim H 22. 7. 30 H 22. 7. 31 \sim H 26. 7. 30 H 26. 7. 31 \sim H 30. 7. 30 H 30. 7. 31 \sim R 4. 7. 30	4期目 弁護士 委員長就任H23.7.15
委員 (非常勤)	岡部 比呂男	R 1. 7.15~R 5. 7.14	1期目 元会社役員
委員 (常 勤)	佐藤 典生	R3.8.12~R7.8.11	1期目 元県職員 委員長職務代理者

3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法に規定されており、これを大別すると 次のとおりです。

(令和4年4月1日現在)

行	政	権	限	人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関するこ
				とを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成するこ

人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福 利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、 その成果を議会若しくは知事又は任命権者に提出すること

人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会 及び知事に意見を申し出ること

人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること

給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置につい て議会及び知事に勧告すること

職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行う こと

職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行 われることを確保するため必要な範囲において、職員に対す る給与の支払を監理すること

職員の苦情を処理すること

職員団体の登録、労働基準監督機関としての権限の行使、贈 与等報告書の審査、退職管理の適正の確保等を行うこと

準立法的権限|人事委員会の権限に属する事項について人事委員会規則を 制定すること

準司法的権限 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求 を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること

> 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁 決をすること

4 人事委員会の開催状況

令和3年度に開催した人事委員会の会議は32回(定例会27回、臨時会5回)で、計187件の事案について審議等を行いました。

数	開催年月日	区分	内容
1	R3.4.8	議題	令和3年度定例会開催日程の変更
			公平審査
		報告	主任職への昇格の特例の承認
			令和2年度給与支払監理等の実施結果
			令和2年度職員からの苦情相談の状況
			公平委員会事務の受託の終了
			公平審査
2	R 3.4.21	議題	令和3年における職員の特別休暇の特例に関する規
			則の制定
			令和3年度静岡県職員・警察官採用試験の実施方針
			公平審査
			公平審査
		報告	令和3年職種別民間給与実態調査の実施
			令和2年度事業所調査の実施結果
			令和2年(行ウ)第18号裁決取消請求事件
3	R 3.5.12	議題	教育職員の業務量の適切な管理等に対する助言への対応
			令和3年度静岡県職員採用試験(大学卒業程度)の実施
			令和3年度静岡県職員採用試験(高等学校卒業程度)
			の実施
			令和3年度静岡県職員採用試験(短期大学卒業程度)
			の実施
			令和3年度静岡県職員(職務経験者)採用試験の実施
			令和3年度静岡県職員(身体障害、精神障害又は知
			的障害のある方)採用試験の実施
			令和3年度静岡県職員(就職氷河期世代)採用試験
			の実施
			一般職の第2号任期付研究員の採用計画の同意及び
			任期の特例の承認
			公平審査
			公平審査
			公平審査
		報告	令和3年度静岡県警察官採用試験(1次試験)の実施
		その他	時間外勤務の上限規制に係る報告様式の改正

回数	開催年月日	区分	内容
4	R 3.5.26	議題	令和3年度静岡県職員採用試験(大卒程度)1次試験の実施 公平審査 公平審査
5	R3.6.9	議題	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置
			東京 2020 オリンピック競技大会に国内技術役員と して従事する職員の職務に専念する義務の免除(承認)
			令和3年度静岡県職員採用試験(大卒程度)1次試験の実施
			静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体 の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正
			贈与等報告書の審査 公平審査
		報告	令和3年度新設事業所等の号別決定の結果
6	R 3.6.22	議題	公平審査
			公平審査
			公平審査
		報告	令和2年(行ウ)第18号裁決取消請求事件
5 1	R 3.6.23	議題	令和3年度静岡県職員採用試験(大卒程度)1次試
			験の合格決定方法
			公平審査
7	R3.7.7	議題	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会
			に国内技術役員等として従事する職員の職務に専
			念する義務の免除(承認)
			公平審査
		起什	公平審査
		報告	令和3年職種別民間給与実態調査の実施結果
			令和3年度静岡県職員採用試験(大卒程度)1次試 験の合格決定方法
8	R 3. 7. 21	 議題	読の日間次足り仏 訪問自粛地域の受験者の大卒程度採用試験の実施
	11 0. 1. 21	U3X, NZ	前向日無地域の受験者の人学性度採用試験の美施 令和3年度静岡県警察官A採用試験(第1回)第1回合
			70113年及前両宗置祭日A採用試験(弟1凹/弟1凹급 格者の決定
			令和3年度静岡県警察官A採用試験(第2回)の実施

		区分	
数	開催年月日		内容
8	R 3. 7.21	議題	令和3年度静岡県警察官B採用試験の実施
			一般職の任期付職員の任期の更新の承認
			公平審査
			公平審査
			令和2年(行ウ)第18号裁決取消請求事件
		報告	東京 2020 オリンピック競技大会に国内代表技術役
			員として従事する職員の職務に専念する義務の免除
			(承認)
篇 2	R 3.8.11	議題	公平審査
		±0.44	令和2年(行ウ)第18号裁決取消請求事件
	5.0.0.10	報告	公平審查
9	R 3.8.18	議題	東京 2020 パラリンピック競技大会に日本代表選手
			団役員として従事する職員の職務に専念する義務の
			免除(承認)
			今後の県職員・警察官採用試験の実施 静岡県職員採用試験(大学卒業程度)の合格発表日
			野心宗職具体用武蔵(人子学未住反)の口恰先衣口 の変更
			^{00 复}
			回合格者の決定
			管理職員等の範囲を定める規則の一部改正
			公平審査
		報告	令和3年人事院勧告の概要
			令和3年人事委員会勧告に向けた作業スケジュール
10	R 3.8.25	議題	令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告
			公平審査
		報告	令和2年(行ウ)第 18 号裁決取消請求事件
		その他	令和3年9月以降の県職員・警察官採用試験の実施方針
11	R 3. 9. 1	議題	令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告
			大規模災害その他の事由による時間外勤務上限規制
			の適用除外
			静岡県職員採用試験(大学卒業程度)第1回合格者
			の決定
			静岡県職員採用候補者名簿(職務経験者)の確定
			公平審査
			公平審査

<u></u>			
数数	開催年月日	区分	内容
12	R3.9.8	議題	令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告
			職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則による
			時間外勤務の上限時間の特例を超えて時間外勤務を
			命じた職員の状況(令和2年度分)
			職務の級の決定及び管理職手当の支給区分の特例に
			関する承認
			公平審査
13	R 3.9.15	議題	令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告
			時間外勤務の上限規制の適用除外の届出(令和2年度分)
			時間外勤務の上限規制に係る指導助言通知
			静岡県警察官A採用試験(第1回)第3回合格者の
			決定
			職員の任用に関する規則の一部改正
			公平審査
			公平審査
14	R 3.9.27	議題	令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告
			職員の給与に関する規則及び管理職手当に関する規
			則の一部改正
			時間外勤務の上限規制に係る指導助言通知
			公平審査
臨3	R 3. 9. 28	議題	静岡県警察官A採用試験(第1回)採用候補者名簿
			の確定
15	R 3.10.6	議題	令和3年度定例会開催日程の変更
			令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告
			職員の給与に関する規則及び管理職手当に関する規
			則の一部改正
			公平審査
16	R 3.10.14	議題	令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告
			静岡県職員採用候補者名簿(大学卒業程度)の確定
			令和3年度静岡県職員(職務経験者)採用試験の実施
			公平審査
			公平審査
17	R 3.11.1	議題	令和3年度定例会開催日程の変更
			静岡県職員採用候補者名簿(高等学校卒業程度)の
			確定
			·

	開催年月日	区分	内容
数			
17	R 3.11.1	議題	静岡県職員採用候補者名簿(短期大学卒業程度)の
			確定
			静岡県職員採用候補者名簿(身体障害、精神障害又
			は知的障害のある方)の確定
			静岡県職員採用候補者名簿(就職氷河期世代)の確定
			管理職員等の範囲を定める規則の一部改正
			公平審査
			公平審査
18	R 3.11.25	議題	地方公務員法第5条第2項に基づく意見
			会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正
			一般職の任期付職員の採用の承認等
			一般職の任期付職員の採用の承認等
			公平審査
			公平審査
		報告	令和2年(行ウ)第18号裁決取消請求事件
			解雇予告除外認定
19	R 3.12.1	議題	贈与等報告書の審査
			公平審査
			公平審査
		報告	地方公務員法第5条第2項に基づく意見及び会計年
			度任用職員の給与等に関する規則の一部改正
20	R 3.12.8	議題	静岡県警察官A採用候補者名簿(第2回)の確定
			静岡県警察官B採用候補者名簿の確定
			競争試験によることが適当でないと認める職の承認
			公平審査
21	R 3.12.22	議題	令和3年度定例会開催日程の変更
			静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正
			職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び運用
			通知等の一部改正
			行政手続の見直し等に伴う職員の退職手当に関する
			規則等の一部改正
			公平審査
			公平審査
22	R 4.1.12	議題	静岡県職員の配偶者同行休業に関する規則等の運用
			について(通知)の一部改正
			公平審査

回数	開催年月日	区分	内容
23	R 4.1.26		パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額に関す
	11 4. 1.20	03% 1625	ハーブーム公司年度任用職員の報酬の基本語に関す る承認及び期末手当基礎額に係る別段の取扱いに関
			する承認
			予聞県職員採用候補者名簿(職務経験者)の確定
			行政手続の見直し等に伴う静岡県職員の定年に係る
			勤務延長に関する規則等の一部改正
			公平審査
			公平審査
			勤務条件に関する措置要求
		その他	障害者試験の職種説明会の開催並びに募集期間及び
			試験名称の変更
24	R 4. 2. 9	議題	パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額に関
			する承認及び期末手当基礎額に係る別段の取扱いに
			関する承認
			令和4年度静岡県職員・警察官採用試験の実施方針
			及び日程等
			一般職の任期付研究員の採用の承認
			一般職の任期付研究員の採用の承認
			公平審査
			公平審査
			勤務条件に関する措置要求
		その他	大学卒業程度(行政Ⅰ)の面接試験の改善
25	R 4.2.22	議題	地方公務員法第5条第2項に基づく意見
			県立学校の事務長の職務の級及び管理職手当の見直し
			静岡県へき地手当支給規則の一部改正(同意)及び
			へき地学校等に勤務する職員の優遇措置要綱の一部
			改正(承認)
			令和4年度静岡県警察官A採用試験(第1回)の実施
		+0.4-	公平審查
		報告	令和2年(行ウ)第 18 号裁決取消請求事件
			公平審査
0.0	D 4 0 7	글북 용조	勤務条件に関する措置要求
26	R 4.3.7	議題	令和4年度定例会の開催日程等
			静岡県職員の育児休業等に関する規則・運用通知の
			一部改正
			職員の給与に関する規則及び管理職手当に関する規 則の一部改正
			則の一部改正

回数	開催年月日	区分	内容
26	R 4.3.7	議題	公平審査
			公平審査
			公平審査
			勤務条件に関する措置要求
		報告	令和3年度事業所調査の実施結果
			4職種(土木・建築・獣医師・薬剤師)の動画・パ
			ンフレットの完成
臨4	R 4.3.15	議題	公平審査
			公平審査
27	R 4.3.23	議題	令和4年度定期人事異動に伴う出向の命令及び任命
			令和4年度定例会の開催日程の変更
			人事委員会事務局の組織に関する規則の一部改正
			静岡県へき地手当支給規則の一部改正の修正(同意)
			及びへき地学校等に勤務する職員の優遇措置要綱の
			一部改正の修正(承認)
			静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正
			職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則・通知
			等の一部改正
			教職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改
			正(同意)
			静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則
			の一部改正
			職務経験者採用試験における第1次試験の配点の変更
			一般職の任期付職員の採用の承認等
			公平審査
<u> </u>	D 4 2 00	=¥85	公平審査
5 5	R 4.3.28	議題	職員の給与に関する規則及び管理職手当に関する規 則の一部改正
			職務の級の決定及び管理職手当の区分の特例の承認
			主任職への昇格の特例の承認 大規模災害等に対応するため時間外勤務を命ずる場合の届出
			公平審査
		 報告	公平番直
合	合計 32 回		
計	(定例会 27 回)		i
	(臨時会5回)		報 告 27件)
	/Emo27 0 日/		#W
			1117

人事委員会の会議の様子













左から、佐藤委員、小川委員長、岡部委員(令和4年度撮影)

(1)意見の申出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会から人事委員会の意見 を求められ、次のとおり意見の申出を行いました。

議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件名	概要	意見
R 3.11.26 (R 3.11.26)	令和3年12月 県議会定例会 第127号	職員の給与に関する 条例等の一部を改正 する条例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 期末手当の改定を行 うための所要の改正	異議
R 3.11.26 (R 3.11.26)	令和3年12月 県議会定例会 第128号	静岡県教職員の給与 に関する条例の一部 を改正する条例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 期末手当の改定を行 うための所要の改正	異議 なし
R 3.11.26 (R 3.11.26)	令和3年12月 県議会定例会 第129号	静岡県地方警察職員の 給与に関する条例の一 部を改正する条例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 期末手当の改定を行 うための所要の改正	異議 なし
R 3.11.26 (R 3.11.26)	令和 3 年 12 月 県議会定例会 第 130 号	静岡県職員の特殊勤務 手当に関する条例の一 部を改正する条例	感染症予防法に基づ く予防救治等の作業 に関する防疫等作業 手当の加算を定める ための所要の改正	異議 なし
R 4. 2.22 (R 4. 2.22)	令和 4 年 2 月 県議会定例会 第 22 号	静岡県立農林大学校の 設置、管理及び授業料 等に関する条例を廃止 する条例(静岡県職員 の特殊勤務手当に関す る条例の一部改正に係 る部分に限る。)	農林大学校の廃止に伴う所要の改正	異議なし

議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件名	概要	意見
R 4. 2.22 (R 4. 2.22)	令和 4 年 2 月 県議会定例会 第 26 号	職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例の 一部を改正する条例 (静岡県教職員の特殊 勤務手当に関する条例 の一部改正に係る部分 を含む。)	週休日に勤務を命ず る場合の振替可能な 勤務時間についての 所要の改正	異議なし
R 4. 2.22 (R 4. 2.22)	令和4年2月 県議会定例会 第27号	静岡県職員の育児休業 等に関する条例の一部 を改正する条例	育児休業制度について、国家公務員及び民間労働者と同様に定めるための所要の改正	異議 なし

(2)規則の制定・改正

地方公務員法第8条第5項の規定に基づき、次のとおり人事委員会規則の制定・改正を行いました。

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概 要
1 -54	R 3.12.22 R 3.12.28 (R 3.12.28)	行政手続の見直し等に伴 う関係人事委員会規則の 一部を改正する規則	静岡県における行政手続の見直 し等に伴う所要の改正
1 -55	R 4.3.22 R 4.3.31 (R 4.4.1)	静岡県人事委員会事務 局文書管理規則の一部 を改正する規則	組織改編等に伴う所要の改正
1 -56	R 4. 3. 23 R 4. 3. 29 (R 4. 4. 1)	人事委員会事務局の組 織に関する規則の一部 を改正する規則	組織改編等に伴う所要の改正
6 -59	R 3. 9. 15 R 3. 9. 24 (R 3. 9. 24)	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	任期付職員の採用方法を定める ための所要の改正
7-1245	R 3. 9.27 R 3. 9.28 (R 3.10. 1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7 -1246	R 3. 9.27 R 3. 9.28 (R 3.10.1)	管理職手当に関する規則 の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7 -1247	R 3.10.6 R 3.10.14 (R 3.10.15)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7 -1248	R 3.10.6 R 3.10.14 (R 3.10.15)	管理職手当に関する規則 の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7 -1249	R 3.11.29 R 3.11.30 (R 3.12.1)	会計年度任用職員の給与 等に関する規則の一部を 改正する規則	パートタイム会計年度任用職員 の期末手当の額についての所要 の改正
7 -1250	R 3.12.22 R 3.12.24 (R 4.1.1)	会計年度任用職員の給与 等に関する規則の一部を 改正する規則	人事院規則等の改正に伴う所 要の改正

			1
規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概 要
7 -1251	R 3.12.22 R 3.12.27 (R 3.4.1)	静岡県職員の特殊勤務手 当に関する規則の一部を 改正する規則	静岡県職員の特殊勤務手当に関す る条例の改正に伴う所要の改正
7 -1252	R 4. 3. 7 R 4. 3. 15 (R 4. 3. 28)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7 -1253	R 4.3.7 R 4.3.15 (R 4.3.28)	管理職手当に関する規則 の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7 -1254	R 4. 3. 23 R 4. 3. 29 (R 4. 4. 1)	静岡県職員の特殊勤務手 当に関する規則の一部を 改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7 -1255	R 4. 3. 23 R 4. 3. 29 (R 4. 4. 1)	会計年度任用職員の給与 等に関する規則の一部を 改正する規則	職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する条例の改正に伴う所要 の改正
7 -1256	R 4. 3. 28 R 4. 3. 31 (R 4. 4. 1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴う所要の改正
7 -1257	R 4. 3. 28 R 4. 3. 31 (R 4. 4. 1)	管理職手当に関する規則 の一部を改正する規則	組織改編等に伴う所要の改正
9 - 5	R 4. 1. 26 R 4. 2. 1 (R 4. 2. 1)	静岡県職員の定年に係る 勤務延長に関する規則の 一部を改正する規則	静岡県における行政手続の見直 し等に伴う所要の改正
13-103	R 3. 4.21 R 3. 4.27 (R 3. 4.27)	令和3年における職員の 特別休暇の特例に関する 規則	夏季休暇の取得期間の特例を定 めるための所要の改正
13-104	R 3.12.22 R 3.12.24 (R 4.1.1)	職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する規則の 一部を改正する規則	人事院規則等の改正に伴う所 要の改正

	Γ		
規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概 要
13-105	R 3.12.22 R 3.12.24 (R 4.1.1)	会計年度任用職員の勤務 時間、休日、休暇等に関 する規則の一部を改正す る規則	人事院規則等の改正に伴う所 要の改正
13-106	R 4.3.7 R 4.3.29 (R 4.4.1)	静岡県職員の育児休業 等に関する規則の一部 を改正する規則	静岡県職員の育児休業等に関す る条例の改正に伴う所要の改正
13-107	R 4. 3. 23 R 4. 3. 29 (R 4. 4. 1)	職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する規則の 一部を改正する規則	職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する条例の改正に伴う所要 の改正
13-108	R 4. 3. 23 R 4. 3. 29 (R 4. 4. 1)	会計年度任用職員の勤務 時間、休日、休暇等に関 する規則の一部を改正す る規則	職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する条例の改正に伴う所要 の改正
14-190	R 3. 6. 9 R 3. 6. 18 (R 3. 6. 18)	静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	静岡県に公平委員会事務を委託 している地方公共団体の組織改 正による機関の改廃及び管理職 員等の職の改廃等に伴う所要の 改正
14-191	R 3. 8. 18 R 3. 8. 27 (R 3. 8. 27)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改正に伴う機関の改廃等及び管理職員等の職の改廃等に伴う所要の改正
14-192	R 3.11.1 R 3.11.9 (R 3.11.9)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改正に伴う機関の改廃等及び管理職員等の職の改廃等に伴 う所要の改正
15-33	R 4.3.23 R 4.3.29 (R 4.4.1)	静岡県職員の公益的法 人等への派遣等に関す る規則の一部を改正す る規則	職員を派遣することができる 団体等についての所要の改正

5 事務局組織及び事務分掌

(1)組織

(令和4年4月1日現在)

人事委員会(委員3人) 事務局 - (総務課長) -------------- 総務班 4人 ※次長兼総務課長及び総務班職員は、監査委員 及び労働委員会事務局総務課を併任 次長兼 事務局長 一級務課長 -給与審査課長 - 参事兼課長代理 - 課長代理 - 給与審査班 5人 - 職員課長 ------------------------ 任用班 5人 事務局職員数計 20人

(2) 事務分掌

- ○総務課
- ・人事委員会の会議に関すること
- 公印に関すること
- ・事務局職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事及び研修に関すること
- ・事務局職員の福利厚牛に関すること
- 予算及び経理に関すること
- ・財産及び物品の管守に関すること
- ・文書等の収受、発送、保存及び管理に関すること
- 広報に関すること
- ・事務局内各課の連絡調整及び事務局内他課の所掌に属しない事務に関すること

○給与審査課

- ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度に関すること
- ・職員に関する制度についての研究の成果の議会若しくは長又は任命権者への提出に関すること
- ・職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び長に対する意見の申出 に関すること
- ・人事行政の運営に関し、任命権者に対する勧告に関すること
- ・給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長 に勧告すること
- ・職員の分限、懲戒及び服務に関すること
- ・職員に対する給与の支払の監理に関すること
- ・人事行政に関する技術的及び専門的な知識、資料その他便宜授受のため国又は他の地方公共団体の機関との協定に関すること
- ・職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること
- ・職員に対する不利益処分についての審査請求の審査に関すること
- 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査に関すること
- ・職員からの苦情相談に関すること
- ・労働基準監督機関の職権の行使に関すること
- ・職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(静岡県人事委員会規則 13-32) で定めるところによる限度時間を超えて時間外勤務を命ずる場合の報告、 指導、助言、承認又は命令等に関すること
- ・受託した市町等の公平委員会事務に関すること
- ・管理職員等の範囲の指定に関すること
- ・職員団体の登録に関すること
- ・退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること

○職員課

- ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度に関すること
- ・職員に関する制度についての研究の成果の議会若しくは長又は任命権者への提出に関すること
- ・職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び長に対する意見の申出 に関すること
- ・人事行政の運営に関し、任命権者に対する勧告に関すること
- ・給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長 に勧告すること
- ・職員の人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること
- ・職員採用の競争試験、選考その他任用に関すること
- ・研修及び人事評価に関すること
- ・ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関すること
- ・人事行政に関する技術的及び専門的な知識、資料その他便宜授受のため国 又は他の地方公共団体の機関との協定に関すること
- ・退職管理の適正の確保に関すること
- ・静岡県職員倫理規則(平成 13 年静岡県規則第 9 号)の制定又は改廃に関 して、知事に意見を申出ること
- ・職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究を行うこと
- ・職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画を行うこと
- ・職員倫理規則の遵守のための体制整備に関し、任命権者に助言を行うこと
- ・職員倫理規則で定めるところにより、職員からの贈与等の報告に係る審査 を行うこと

第2章 任用関係

1 競争試験の状況

職員の任用は、試験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行います。この原則に基づき、職員の採用は、競争試験により行い、例外的に選考によることができます。(地方公務員法第 17 条の 2 第 1 項)

人事委員会では、任命権者から提出される職員採用計画に基づき、公平かつ 透明性のある採用試験を実施しています。

また、職員の昇任は、任命権者が、職員の受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとされていますが、警察官の3種類の職については競争試験及び選考に関する事務は人事委員会の権限とされていますが、その実施については、任命権者に委任しています。

(1) 令和3年度 採用試験の実施日程

(数字は月日)

	公告	受付	第1次	試験	第2次記	式験	
試験の区分		期間	試験日	合 格 発表日	試験日	合 格 発表日	
大学卒業程度	5. 14	5. 14~ 5. 28	6. 20 8. 22	7. 1 9. 2	7. 12~ 8. 5 9. 14~10. 1	9. 3 10. 15	
短期大学卒業程度高等学校卒業程度	F 44	8. 2~ 8. 25	9. 26	10. 5	10. 19~10. 25	11.5	
職務経験者	5. 14	5. 26~ 6. 11	7. 11	8. 3	8. 16~8. 24	9. 3	
職務経験者(定期外) (建築・心理・児童福祉)	10 10	10. 18~ 11. 30	12. 12	12. 22	D4 1 11	D4 1 00	
職務経験者(定期外) (学芸員)	10. 18	10. 18~ 12. 3	12. 10~ 12. 13	12, 22	R4. 1. 11	R4. 1. 28	
身体障害、精神障害又は知的障害のある方	5. 14	7.6~ 7.30	9. 19	9. 30	10. 13~10. 15	11.5	
就職氷河期世代	J. 14	7. 30~ 8. 13	9. 26	10. 5	10. 18~10. 26	11.5	

			巫仏	第1次	試験	第2次	試験
試験	の区分	公告日	受付期間	試験日	合格 発表日	試験日	合 格 発表日
	一般	3. 1	3. 1	5. 9	5. 14	5. 22~7. 11	7. 27 8. 20
警察官 A (大卒)	自己推薦	3. 1	4. 5	6. 27	7. 2	6.14~9. 2	9. 17
	一般2回目		7. 29				
警察官 B	一般	7. 29	~ 8. 27	9. 19	9. 29	10. 9~10. 17 11. 15~12. 3	12. 10
(大卒以外)	自己推薦		0. 21				



静岡県職員採用案内



令和4年度 採用PRチラシ

(2) 令和3年度 採用試験の実施結果

(単位:人、倍)

									・キロ・ハ	· 10/
					申込	第1次	第1次	第2次	最終合	倍率
話	験の)区分・暗	战種	公募数	者数	受験者数	合格者数	受験者数	格者数	
						А			В	A/B
	行	政	- 1	69	429	325	190	155	94	3. 5
	行	政	П	36	279	208	111	90	40	5. 2
	小八	中学校事	⋾務	6	32	25	18	17	6	4. 2
	警	察行	政	20	107	81	49	44	26	3. 1
	行 (静)	岡がんセンター	政 事務)	2	19	11	10	9	2	5. 5
	土		木	16	34	26	19	16	15	1. 7
大	農		業	9	56	36	35	30	10	3. 6
	林		業	9	28	24	21	20	12	2. 0
学	農	業土	木	10	20	15	13	11	10	1. 5
卒	建		築	5	10	3	3	3	2	1. 5
	獣	医	師	8	7	7	7	7	7	1.0
業	薬	剤	師	10	11	9	9	8	6	1.5
程	保	健	師	13	21	15	15	15	15	1.0
	心		理	6	18	12	10	9	6	2. 0
度	児	童 福		10	33	22	15	14	10	2. 2
	水			2	18	11	11	11	2	5. 5
	電		気	3	13	10	8	7	4	2. 5
	機		械	3	10	6	6	6	3	2. 0
	工	業化	学	1	8	5	5	4	2	2. 5
	職業		(電気)	2	5	2	2	2	2	1. 0
		工警察補	算員.	3	19	16	10	10	4	4. 0
			<u> </u>	243	1, 177	869	567	488	278	3. 1
短期		末検査技		1	15	10	9	9	1	10.0
大党		業療法		1	1	1	1	1	1	1. 0
茶		床工学技		1	3	3	3	3	1	3. 0
短期大学卒業程度	司		書	2	29	24	9	8	2	12. 0
度	1]\ [<u> </u>	5	48	38	22	21	5	7. 6

							申込	第1次	第1次	第2次	最終合	倍率
	試験	め区	分	• 職	種	公募数	者数	受験者数	合格者数	受験者数	格者数	
								А			В	A/B
高	行				政	2	67	51	9	9	3	17. 0
寺学	小	中等	学	校 ��	事 務	2	29	25	10	6	2	12. 5
高等学校卒業程度	警	察		行	政	4	79	66	20	18	7	9. 4
業程	土				木	3	9	8	7	6	5	1.6
度		小人		計	-	11	184	150	46	39	17	8.8
	土				木	3	13	12	9	7	3	4. 0
	糕		医	<u> </u>	師	2	4	3	3	3	3	1.0
	心				理	5	3	2	2	2	2	1.0
	児	童		福	祉	9	15	13	11	11	7	1. 9
	医療:	社会福祉	: (精	神保健	福祉士)	1	6	5	5	5	2	2.5
職	臨	床枝	美	査 技	支 師	1	2	2	2	2	1	2.0
職務経験者	理	学	療			2	10	9	9	9	2	4. 5
栓	栄養	‡ † (管	理栄	養士)	2	16	13	9	9	2	6.5
者		小人		計	-	25	69	59	50	48	22	2. 7
	建	築(定	期	外)	3	11	8	6	5	4	2. 0
	心	理(定	期	外)	3	1	1	1	1	1	1.0
	児童	童福祉	L	(定期	外)	2	11	10	9	9	5	2.0
	学 :	芸員	()	定期	外)	1	5	5	3	3	1	5.0
		小		計	-	9	28	24	19	18	11	2. 2
障	行				政	5					4	
障害のあ	小八	中草	ž	校	多務	1	39	29	23	23	1	4. 1
8 8 8 8	警	察		行	政	2					2	
る方※		小人		計	-	8	39	29	23	23	7	4. 1
就	行				政	3	75	44	19	16	3	14. 7
就職氷河期世代	小	中等	学	校 🖣	事 務	1	21	14	9	9	1	14. 0
河間	警	察		行	政	1	20	14	9	9	1	14. 0
期世	土				木	1	0	0	0	0	0	-
代		小八		計	-	6	116	72	37	34	5	14. 4

※身体障害、精神障害又は知的障害のある方

					申込	第1次	第1次	第2次	最終合	倍率
<u> </u>	試験の区分・職種		公募数	者数	受験者数	合格者数	受験者数	格者数		
						Α			В	A/B
		一般	男性	100	366	277	263	205	147	1. 9
		一版	女性	16	103	81	79	51	26	3. 1
		白口拼蓝	男性	2	3	2	1	1	1	2. 0
	Α	自己推薦	女性	2	5	4	3	2	1	4. 0
		一般	男性	10	126	73	65	52	12	6. 1
壑		2 □目	女性	2	51	30	27	21	4	7. 5
警察官		А	計	132	654	467	438	332	191	2. 4
		ሰљ	男性	73	366	316	296	240	83	3. 8
		一般	女性	13	132	114	109	84	14	8. 1
	В	白口拼酵	男性	2	5	3	3	3	2	1. 5
		自己推薦	女性	2	2	2	2	2	2	1. 0
		В	計	90	505	435	410	329	101	4, 3
	小計		222	1, 159	902	848	661	292	3. 1	
	合	計		529	2, 820	2, 143	1, 612	1, 332	637	3. 4

(3) 令和3年度 競争試験による昇任

(単位:人、倍)

試験の区分	申込者数	受験者数	合格者数	倍 率
		А	В	A/B
警部	1, 159	1, 153	50	23. 1
警 部 補	1, 408	1, 396	107	13. 0
巡査部長	1, 526	1, 506	145	10. 4

2 選考の状況

選考による職員の採用は、経歴、学歴、知識又は技能等の選考基準により判定し、任命権者からの請求に基づいて実施しています。

また、職員の昇任については、警察官の3種類の職について選考により実施しており、その実施については、任命権者に委任しています。

(1) 令和3年度 選考による採用

(単位:人)

			任	命権	者	
選考の区分	知	事	がんセンター 事業管理者	教 育 委員会	警 察 本部長	計
1 等職(部長、局長等)						
2 等職(課長等)		12	5		2	19
警視の職					2	2
競争試験によることが 適当でないと認めた職		16	74	4	40	134
計		28	79	4	44	155

(2) 令和3年度 選考による昇任

(単位:人)

選考の区分	昇任者数
警部	5
警 部 補	4
巡査部長	7

3 応募者確保対策

近年、国、市町及び民間企業等との人材確保の競合が発生しています。このため人事委員会では、広域行政を担う県職員の魅力・やりがいや職務内容などを 積極的にPRし、応募者の掘り起こしを図っています。

(1) 県庁 仕事スタディツアー

受験者の応募段階でのミスマッチの解消と、より良い人材の確保を図るため、県職員の仕事に関心があり、将来県職員を目指したいと考えている方に対し、オンラインにて県行政の魅力を伝え、業務内容への理解を促進する取組を実施しました。

ア 実施日

令和4年2月14日(月) 行政

2月15日(火) 行政、小中学校事務

2月16日(水) 行政、警察行政

2月17日(木) 警察行政、土木、農業、林業、獣医師、薬剤師、心理、児童福祉

2月18日(金) 小中学校事務、土木、農業、農業土木、建築、保健師、電気、機械

イ 内容

- ・採用試験の説明(人事委員会)
- ・各職種から仕事内容の紹介・経験談(各部)
- 質疑応答

ウ 参加者数 (単位:人)

2/14(月)	行政(知事直轄組織	、〈らし•環境	140			
2/15(火)	行政(危機管理部、スポーツ・文化観光部、交通基盤部)			94	小中学校事務	6
2/16(水)	行政(経営管理部、健康福祉部、経済産業部)			75	警察行政	8
	警察行政	11	土木	17	農業	17
2/17(木)	林業	10	獣医師	1	薬剤師	17
	心理、児童福祉	15				
	小中学校事務	14	土木	4	農業	12
2/18(金)	農業土木	4	建築	4	保健師	3
	電気、機械	4				

計 456 人

エ オンライン説明の様子





(2) 大学等での説明会

県内外の大学等が開催するオンライン就職説明会などにおいて、県行政の仕事の魅力をPRしました。また、民間企業主催による合同企業説明会等に参加し、民間企業志望者に対してもアプローチを図るなど、応募者の掘り起こしに努めました。

主催者	回 数	参加者数	
大 学 等	15 校	302 人	
民間企業	5 🗆	349 人	





(3) オンラインでの個別相談

職員採用試験の受験検討者が、県職員の仕事についての不安や疑問を解消し、受験に向けた動機付けの一助とするため、オンラインでの個別相談を行い、応募者の掘り起こしに努めました。

期間	職種	参加者数	
令和4年3月1日~3月25日	13 職種	44 人	



(職種の内訳)

行政職 21人、農業 4人、農業土木 3人、 水産 3人、林業 1人、電気 2人、保健師 2人、 児童福祉1人、獣医師 1人、薬剤師 2人、 警察官 2人、小中学校事務 1人、 少年警察補導員 1人

第3章 給与関係

人事委員会は、地方公務員法に基づき、給料表が適当であるかどうかについて、毎年少なくとも1回、議会及び知事に同時に報告しなければなりません。その際、給与を決定する諸条件の変化に応じて適当な勧告をする義務を負っており(情勢適応の原則)、その基礎資料とするため、県内の民間給与の実態調査等を行っています。

また、人事委員会は、給与制度の公正妥当な運用を確保するため、所要の規則の制定・改廃、給与支払の監理等を行っています。

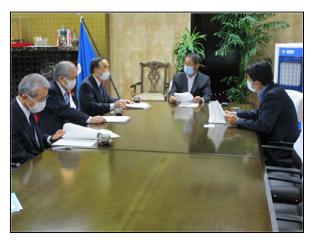
1 職員の給与等に関する報告及び勧告

地方公務員法第8条第1項第5号の規定に基づき、令和3年10月14日に議会及び知事に対して勧告を行いました。勧告までに各職員団体との話し合いを計17回行いました。

勧告に当たっては、公民の給与比較の基礎資料を得るため、毎年、「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を実施しています。



知事への勧告の様子



議長への勧告の様子

(1)職員給与等実態調査

毎年、4月1日現在在職し、給与条例の適用を受ける職員等を対象に、 職員数、給料、諸手当等の状況について調査しています。

<調査対象職員>

/ \\/			- 1	`
(単	1 1	•	٨	١
(#	I		\mathcal{L}	,

行政職	教育職	公安職	その他	合 計
6, 363	16, 031	6, 173	887	29, 454

(2) 職種別民間給与実態調査

毎年、人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似の仕事をしている民間事業所の従業員について、その給与の実態を把握しています。

令和3年は、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内1,668 民間事業所から無作為に抽出した444事業所を対象に、4月26日から6月22日までの間、令和3年4月分として支払われた従業員の給与月額等について調査しました。

調査を円滑に進めるため、授産製品を協力のお礼として渡しています。

<調査対象事業所>

調査対象事業所	調査完了事業所	調査完了率	
444 事業所 (※)	380 事業所	87. 8%	

[※]実際の調査等によって、規模の不適による事業所を除外した後の事業所数:433

<調査実人員>

初任給関係	初任給関係以外	合 計
1,066人	17, 917 人	18, 983 人



局内説明会の様子



授産製品のエコバック

2 調査・研究

本県の人事行政の運営に資するよう、地方公務員法第8条第1項第2号の 規定の趣旨を踏まえ、給与、勤務時間その他の勤務条件等の職員に関する制 度について研究を行いました。

3 人事委員会規則の制定・改廃の状況

地方公務員法第8条第5項の規定に基づき、次のとおり人事委員会規則の 制定・改廃を行いました。

<人事委員会規則の制定・改廃の状況>

(単位:件)

	H29 年度	H30 年度	R元年度	R2年度	R3年度
制定	1	0	2	0	1
改正	27	23	25	20	20
廃止	0	0	0	0	0

4 給与の支払監理

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、給与が条例及び規則等に則って決定され、支給されているかどうかを調査しています。

支払監理に当たっては、給与課の職員2人が対象機関を訪問し、資料の確認や担当者からの聞き取りを実施し、不備があったものについては速やかに 是正するよう求めています。

令和3年度は1件の文書指摘、2件の口頭指摘を行いました。

<調査対象所属数>

(単位:所属)

	H29 年度	H30 年度	R元年度	R2年度	R3年度※
知事部局	4 (2)	4 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)
教育委員会	14 (2)	13 (1)	12 (2)	11 (2)	6 (2)
警察本部	6 (4)	7 (4)	7 (4)	7 (4)	4 (4)
計	24 (8)	24 (7)	25 (8)	24 (8)	16 (8)

(注) () は本庁の所属(内数)

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、8所属(学校及び警察署)の調査を中止した。

5 自治研修運営協議会への参画

静岡県職員の勤務能率の発揮及び増進に資するよう、地方公務員法第8条第1項第2号及び第39条第4項の規定の趣旨を踏まえ、任命権者が設置する静岡県自治研修運営協議会の構成員として、研修所研修に関する基本的事項及び基本計画について協議を行いました。

第4章 公平審查 · 労働基準監督等関係

公平審査は、職員の利益の保護、人事行政の公正の確保、公務の能率的な 運営に資することを目的として、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分 についての審査請求(平成28年3月31日以前は「不服申立て」。以下同じ。) 等が人事委員会に対してなされた場合に、それぞれ所定の審査手続に従って 処理を行うものです。

また、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、その職員に対し助言を行うほか、関係当事者に対し、伝達その他の必要な措置を行っています。

1 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法第46条の規定による措置の要求については、「要求者自身の勤務 条件について直接、具体的に維持、改善を求めるものとは認められない。」として2件の不受理を決定しました。

要求年月日	事案名	措置要求の内容	決定年月日	結果
R4. 1. 16	令和 4 年不受理 事案①	人事異動に伴い要求 者に対して行った過去 のハラスメントを認め ること など	R4. 2. 9	却下 (不受理)
R4. 2. 20	令和4年不受理事案②	人事異動に伴い要求 者に対して行った過去 のハラスメントを認め ること など	R4. 3. 7	却下 (不受理)

2 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法第49条の2の規定による審査請求については、1件の裁決を行いました。

請求年月日	事案名	審査請求の内容	裁決年月日	結果
R元. 9. 27	令和元年(審) 第2号事案	懲戒免職処分を受け た職員が、処分の取消 しを求めたもの	R3. 8. 2	処分 修正

3 苦情相談

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員からの苦情相談を受け付け、処理しました。

(件数)

任命権者	知	事	教育委	教育委員会		警察本部長		団体	計	
相談区分	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了
任 用 関 係	4	4	1	1	0	0	Э	Э	8	8
給 与 関 係	1	1	1	1	0	0	1	1	3	3
勤務条件関係	2	2	4	4	3	3	3	3	12	12
懲戒・分限処分関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セクシュアル・ハラスメント関係	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
妊娠、出産、育児又は介護 に関するハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワー・ハラスメント関係	4	5	5	5	2	2	3	3	14	15
職場のいじめ・嫌がらせ	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
その他	3	3	1	1	1	1	0	0	5	5
計	17	18	12	12	6	6	10	10	45	46

(注)委託団体とは、苦情相談を含む公平委員会事務を静岡県に委託し、その事務を静岡県人事委員会が処理する市町又は地方公共団体の組合をいい、14市町、21一部事務組合、1広域連合の36団体です。

4 労働基準監督機関としての職権の行使

地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、労働基準監督機関としての職権 を行使しました。改善すべき事項については、各事業所の責任者等に指導する ほか、任命権者ごとに各事業所への指導を依頼しています。

なお、時間外上限規制など法令・規則の改定の時機を逸することなく指導が可能になるとともに、事業所担当者の異動による簡易な法令違反状態を防ぐことを目的として、令和3年度より事業所調査の対象を全事業所にしています。

(1) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事業所調査

執行機関	事業所総数	左のうち調査実施事業所数
知事部局	73	73
教育委員会	137	137
警察本部	47	47
委員会等	7	7
計	264	264

(注)委員会等とは、議会事務局、選挙管理委員会、人事委員会事務局、 監査委員事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び海区漁業 調整委員会事務局をいいます。

(2) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく許可等の状況

	事項	件数	根拠法令
労	解雇予告除外認定申請	2	労働基準法第20条
働基	宿直又は日直勤務許可申請	5	労働基準法第41条
準法	監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請	1	労働基準法第41条
関	時間外労働・休日労働に関する協定届	153	労働基準法第36条
係	小 計	161	
	総括安全衛生管理者選任報告	1	安衛法第10条·安衛則第2条
労	衛生管理者選任報告	92	安衛法第12条·安衛則第7条
働安全衛生法関	産業医選任報告	12	安衛法第13条·安衛則第13条
全	労働者死傷病報告	36	安衛法第100条·安衛則第97条
衛	ボイラー性能検査結果報告	3	ボイラー則第38条
生法	第一種圧力容器性能検査結果報告	18	ボイラー則第73条
関	第一種圧力容器検査証書替申請	1	ボイラー則第79条
係	機械等設置届	1	安衛法第88条・安衛則第86条
	小 計	164	
	合 計	325	

⁽注)安衛法とは労働安全衛生法、安衛則とは労働安全衛生規則、ボイラー則とはボイラー及び圧力容器安全規則をいいます。

5 時間外勤務命令の上限規制

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第7条第4項の規定に基づき、 任命権者から令和2年度における上限時間の特例を超えて時間外勤務を命じた 職員の状況等の報告があったことから、任命権者に対し、さらに踏み込んだ実 効性の高い取組に早期に着手するよう指導・助言を行いました。

(令和2年度)

上限時間の特例を超えて時間	知事	教育委員会	警察本部	計
外勤務を命じた職員数(人)	248	20	28	296

6 管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、人事委員会規則で管理職員等の 範囲を定めました。

(令和3年10月15日現在)

執行核	幾関	職員数 A (人)	管理職員等数 B(人)	指定率 B/A(%)
知事部局		5, 664	5, 664 621	
委員会等		96	96 35	
 	事務局等	402	104	25. 9
教育委員会	県立学校 8, 141 573		7. 0	
計		14, 303	1, 333	9. 3

(注)管理職員等とは、地方公務員法第52条第3項ただし書の規定により、重要な行政上の決定を行う職員等をいいます。

事務局等とは、教育委員会事務局、県立学校を除く教育機関をいいます。 県立学校とは、県立高校、県立中学校及び県立特別支援学校をいいます。

7 贈与等の報告書の審査

静岡県職員倫理条例第6条第5号の規定に基づき、任命権者から提出される贈与等の報告書を審査しました。

(令和3年1月分~12月分)

			内訳	
任命権者	件数	金銭、物品等 の供与	供応接待	講演料等
知 事	2	1	0	1
教育委員会	2	2	0	0
警察本部長	0	0	0	0
委員会等	0	0	0	0
計	4	3	0	1

8 退職手当の支給制限等の処分の調査審議

令和3年度において、静岡県職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分について調査審議した事案はありませんでした。

<資料編>

1 職員の推移

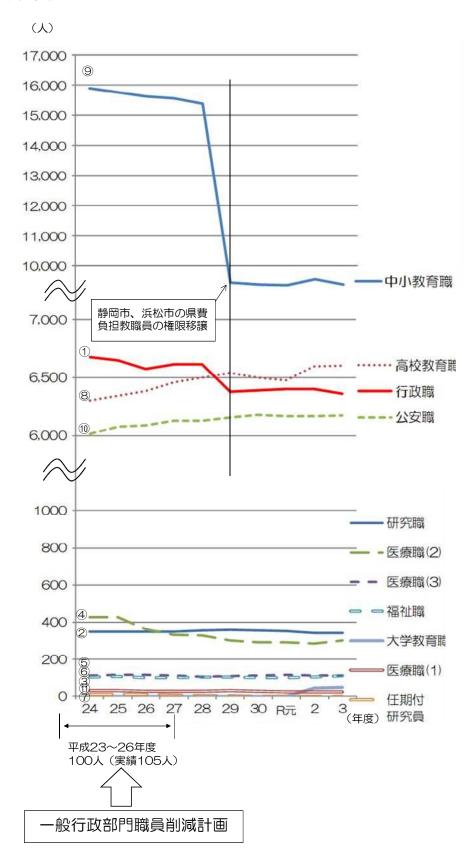
	過去10年の耶	載員数推移								(単位:人)
	給料表	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度
1	行政職	6,675	6,647	6,574	6,612	6,615	6,382	6,389	6,403	6,405	6,363
	24年度比	100.0	99.6	98.5	99.1	99.1	95.6	95.7	95.9	96.0	95.3
2	研究職	350	348	349	350	354	358	357	351	341	343
	24年度比	100.0	99.4	99.7	100.0	101.1	102.3	102.0	100.3	97.4	98.0
3	医療職(1)	28	29	26	27	25	28	26	23	23	23
	24年度比	100.0	103.6	92.9	96.4	89.3	100.0	92.9	82.1	82.1	82.1
4	医療職(2)	426	427	364	333	328	301	290	290	286	301
	24年度比	100.0	100.2	85.4	78.2	77.0	70.7	68.1	68.1	67.1	70.7
5	医療職(3)	113	115	114	111	105	108	111	114	112	111
	24年度比	100.0	101.8	100.9	98.2	92.9	95.6	98.2	100.9	99.1	98.2
6	福祉職	104	106	102	100	103	104	102	101	105	109
	24年度比	100.0	101.9	98.1	96.2	99.0	100.0	98.1	97.1	101.0	104.8
7	大学教育職	-	-	-	-	-	-	-	-	42	45
	24年度比	=	=	=	=	=	=	-	=	=	=
8	高校教育職	6,308	6,345	6,383	6,458	6,498	6,537	6,499	6,476	6,594	6,601
	24年度比	100.0	100.6	101.2	102.4	103.0	103.6	103.0	102.7	104.5	104.6
9	中小教育職	15,896	15,756	15,622	15,561	15,383	9,437	9,377	9,353	9,554	9,385
	24年度比	100.0	99.1	98.3	97.9	96.8	59.4	59.0	58.8	60.1	59.0
10	公安職	6,015	6,077	6,088	6,127	6,129	6,158	6,178	6,167	6,167	6,173
	24年度比	100.0	101.0	101.2	101.9	101.9	102.4	102.7	102.5	102.5	102.6
11)	任期付研究員	8	9	8	6	3	1	-	-	-	-
	24年度比	100.0	112.5	100.0	75.0	37.5	12.5	-	-	-	-
	全職	35,923	35,859	35,630	35,685	35,543	29,414	29,329	29,278	29,629	29,454
	24年度比	100.0	99.8	99.2	99.3	98.9	81.9	81.6	81.5	82.5	82.0

出典:職員給与実態調査 (注)24年度比は平成24年度を100とした指数 「一」は調査実人員が0人であることを示します。

給料表	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度
行政職	42.7	42.6	42.5	42.5	42.4	42.3	42.4	42.2	42.2	42.3
24年度との差	0.0	-0.1	-0.2	-0.2	-0.3	-0.4	-0.3	-0.5	-0.5	-0.4
研究職	42.2	42.0	42.3	42.7	42.8	43.3	43.2	43.3	42.7	42.9
24年度との差	0.0	-0.2	0.1	0.5	0.6	1.1	1.0	1.1	0.5	0.7
医療職(1)	42.1	42.1	43.4	43.5	45.0	45.1	44.9	47.2	44.8	45.4
24年度との差	0.0	0.0	1.3	1.4	2.9	3.0	2.8	5.1	2.7	3.3
医療職(2)	39.1	39.0	39.6	39.4	38.8	39.2	39.6	40.0	39.7	39.8
24年度との差	0.0	-0.1	0.5	0.3	-0.3	0.1	0.5	0.9	0.6	0.7
医療職(3)	44.0	44.1	43.5	43.8	43.6	43.1	41.9	41.2	40.7	40.3
24年度との差	0.0	0.1	-0.5	-0.2	-0.4	-0.9	-2.1	-2.8	-3.3	-3.7
福祉職	38.6	38.0	37.9	37.0	37.6	38.3	38.6	38.3	38.5	39.1
24年度との差	0.0	-0.6	-0.7	-1.6	-1.0	-0.3	0.0	-0.3	-0.1	0.5
大学教育職	ı	-	ı	-	-	ı	-	-	54.3	55.3
24年度との差	ı	-	ı	1	-	ı	ı	-	ı	ı
高校教育職	44.4	44.2	44.1	44.0	43.8	43.6	43.4	43.2	43.2	43.1
24年度との差	0.0	-0.2	-0.3	-0.4	-0.6	-0.8	-1.0	-1.2	-1.2	-1.3
中小教育職	44.4	44.3	44.1	44.0	43.8	43.1	42.7	42.3	42.0	41.7
24年度との差	0.0	-0.1	-0.3	-0.4	-0.6	-1.3	-1.7	-2.1	-2.4	-2.7
公安職	38.8	38.4	38.3	38.1	38.0	38.0	38.0	38.1	38.1	38,2
24年度との差	0.0	-0.4	-0.5	-O.7	-0.8	-0.8	-0.8	-0.7	-0.7	-0.6
任期付研究員	37.8	37.7	39.3	41.0	48.9	*	-	-	-	-
24年度との差	0.0	-0.1	1.5	3.2	11.1	*	ı	-	-	ı
全職	43.0	42.9	42.7	42.6	42.5	41.9	41.8	41.6	41.5	41.4
24年度との差	0.0	-O.1	-0.3	-0.4	-0.5	-1.1	-1.2	-1.4	-1.5	-1.6

出典:職員総与実態関査 (注)「*」は調査実人員が1人であることを示します。 「一」は調査実人員が0人であることを示します。

職員数推移



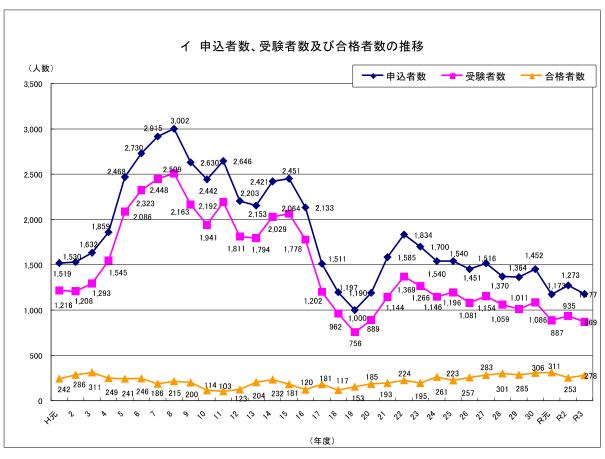
2 県職員採用試験・警察官採用試験の状況

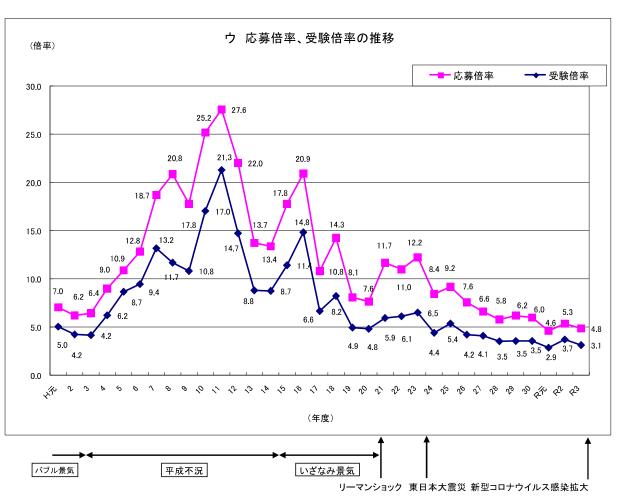
(1) 県職員採用試験(大学卒業程度(全体))

ア 実施状況 (単位:人、倍)

	チ 美他も	ヘル							(半四	.:人、倍)
年度	公募数 A	申込 [。] E		応募倍率 B/A	受験者 C	数	合格 [:]		受験倍率 C/D	県内有効 求人倍率
H元	216	1, 519	(374)	7. 0	1, 216	(296)	242	(41)	5.0	1. 98
2	247	1, 530	(413)	6. 2	1, 208	(322)	286	(83)	4. 2	2. 09
3	254	1, 632	(466)	6. 4	1, 293	(358)	311	(84)	4. 2	1. 91
4	207	1, 859	(572)	9. 0	1, 545	(478)	249	(63)	6. 2	1. 34
5	227	2, 468	(789)	10. 9	2, 086	(660)	241	(56)	8. 7	1. 05
6	213	2, 730	(982)	12. 8	2, 323	(815)	246	(70)	9. 4	0. 91
7	156	2, 915	(1, 013)	18. 7	2, 448	(859)	186	(47)	13. 2	0. 90
8	144	3, 002	(1, 075)	20.8	2, 509	(892)	215	(73)	11. 7	0. 97
9	148	2, 630	(939)	17. 8	2, 163	(770)	200	(45)	10.8	0. 96
10	97	2, 442	(951)	25. 2	1, 941	(738)	114	(31)	17. 0	0. 73
11	96	2, 646	(1, 063)	27. 6	2, 192	(870)	103	(40)	21. 3	0. 69
12	100	2, 203	(876)	22. 0	1, 811	(712)	123	(58)	14. 7	0.89
13	157	2, 153	(870)	13. 7	1, 794	(636)	204	(78)	8.8	0. 82
14	181	2, 421	(933)	13. 4	2, 029	(784)	232	(94)	8. 7	0.80
15	138	2, 451	(967)	17. 8	2, 064	(802)	181	(68)	11. 4	0. 91
16	102	2, 133	(815)	20. 9	1, 778	(684)	120	(55)	14. 8	1. 08
17	140	1, 511	(613)	10.8	1, 202	(505)	181	(81)	6. 6	1. 17
18	84	1, 197	(478)	14. 3	962	(371)	117	(54)	8. 2	1. 24
19	124	1, 000	(408)	8. 1	756	(301)	153	(75)	4. 9	1. 20
20	156	1, 190	(471)	7. 6	889	(338)	185	(89)	4. 8	0.87
21	136	1, 585	(674)	11. 7	1, 144	(478)	193	(90)	5. 9	0. 40
22	167	1, 834	(712)	11. 0	1, 369	(525)	224	(85)	6. 1	0. 52
23	139	1, 700	(620)	12. 2	1, 266	(448)	195	(73)	6. 5	0.65
24	183	1, 540	(493)	8. 4	1, 146	(369)	261	(92)	4. 4	0. 79
25	168	1, 540	(568)	9. 2	1, 196	(450)	223	(99)	5. 4	0. 90
26	192	1, 451	(499)	7.6	1, 081	(374)	257	(109)	4. 2	1. 10
27	230	1, 516	(536)	6, 6	1, 154	(422)	283	(126)	4. 1	1. 21
28	237	1, 370	(504)	5. 8	1, 059	(388)	301	(132)	3. 5	1. 39
29	221	1, 364	(527)	6. 2	1, 011	(387)	285	(140)	3. 5	1. 58
30	243	1, 452	(526)	6.0	1, 086	(385)	306	(118)	3. 5	1. 68
R元	255	1, 173	(415)	4. 6	887	(319)	311	(124)	2. 9	1. 48
R2	238	1, 273	(464)	5. 3	935	(336)	253	(109)	3. 7	0. 97
R3	243	1, 177		4. 8	869		278		3. 1	1. 16
(注)	/ \ -	D 1 → →	**マヘル	- С — В	は、一般は	·	# CI=7 #	###	1	

⁽注) ()内は女性人数で全体の内数、R3~受験申込時の性別記載欄を廃止



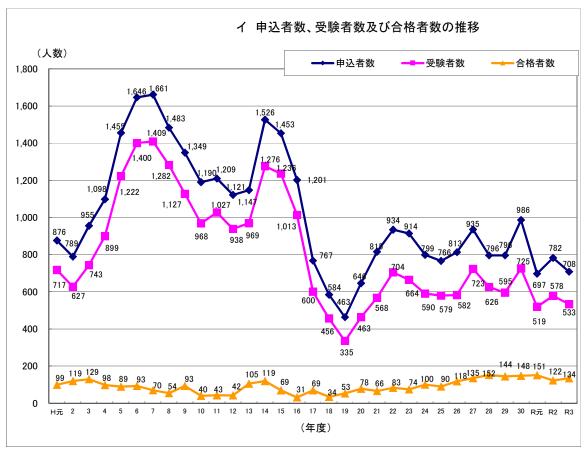


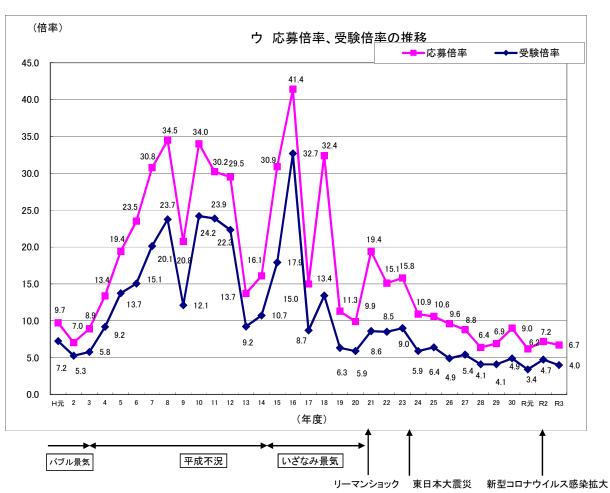
(2) 県職員採用試験(大学卒業程度(行政))

ア 実施状況 (単位:人、倍)

	アー実施	1人)兀							(半川	:人、借)
年度	区分	公募数 A	申込老 B	数	応募倍率 B/A	受験 ¹ C		合格 i D		受験倍率 C/D
Η元	行政	90	876	(195)	9. 7	717	(154)	99	(9)	7. 2
2	行政	112	789	(205)	7. 0	627	(153)	119	(34)	5. 3
3	行政	107	955	(274)	8. 9	743	(207)	129	(36)	5. 8
4	行政	82	1, 098	(341)	13. 4	899	(285)	98	(21)	9. 2
5	行政	75	1, 455	(458)	19. 4	1, 222	(378)	89	(23)	13. 7
6	行政	70	1, 646	(590)	23. 5	1, 400	(487)	93	(26)	15. 1
7	行政	54	1, 661	(558)	30.8	1, 409	(476)	70	(17)	20. 1
8	行政	43	1, 483	(478)	34. 5	1, 282	(407)	54	(17)	23. 7
9	行政	65	1, 349	(437)	20.8	1, 127	(371)	93	(20)	12. 1
10	行政	35	1, 190	(405)	34. 0	968	(321)	40	(8)	24. 2
11	行政	40	1, 209	(409)	30. 2	1, 027	(343)	43	(13)	23. 9
12	行政	38	1, 121	(366)	29. 5	938	(305)	42	(15)	22. 3
13	行政	65	1, 147	(391)	13. 7	969	(334)	86	(32)	9. 2
	<u>教育</u> 行政	19 80						19 103	(10) (41)	
14	教育	15	1, 526	(574)	16. 1	1, 276	(475)	16	(9)	10. 7
15	<u>行政</u> 教育	40 7	1, 453	(517)	30. 9	1, 236	(426)	61 8	(19) (5)	17. 9
16	行政	23	1, 201	(412)	41. 4	1, 013	(355)	25	(10)	32. 7
	<u>教育</u> 行政	6 50						6 68	(4) (28)	
17	教育	1	767	(254)	15. 0	600	(205)	1	(1)	8. 7
18	<u>行政</u> 教育	18 0	584	(198)	32. 4	456	(144)	23 11	(7)	13. 4
19	行政	36	463	(160)	11. 3	335	(110)	47	(23)	6. 3
	<u>教育</u> 行政	5 55						6 68	(5) (34)	
20	教育	10	646	(238)	9. 9	463	(154)	10	(3)	5. 9
21	<u>行政</u> 教育	30 12	815	(288)	19. 4	568	(194)	54 12	(19) (7)	8. 6
22	行政	52	934	(307)	15. 1	704	(219)	70	(24)	8. 5
	<u>教育</u> 行政	10 45	904		10. 1	104		<u>13</u> 58	(3) (23)	0.0
23	教育	13	914	(324)	15. 8	664	(230)	16	(8)	9. 0
24	行政	60 13	799	(239)	10. 9	590	(168)	<u>85</u> 15	(28) (2)	5. 9
25	<u>教育</u> 行政	60	766	(285)	10. 6	579	(215)	75	(37)	6. 4
25	教育	12 70	100	(200)	10.0	519	(213)	15	(4) (42)	0. 4
26		15	813	(264)	9. 6	582	(195)	103 15	(5)	4. 9
07	行政	80	635	(208)	6.6	504	(172)	100 16	(41)	4. 3
27	<u>教育</u> 総合型	16 10	300	(121)	30.0	219	(93)	19	(6) (10)	11. 5
28	従来型	85	535	(187)	6. 3	428	(145)	112	(44)	3.8
	総合型 従来型	40 85	<u>261</u> 517	(102) (174)	6. 5 6. 1	198 401	(80) (134)	40 114	(22) (52)	5. 0 3. 5
29	総合型	30	279	(106)	9. 3	194	(77)	30	(16)	6. 5
30	<u>従来型</u> 総合型	70 40	<u>469</u> 517	(159) (181)	6. 7 12. 9	388 337	(133) (115)	100 48	(36) (13)	3. 9 7. 0
R元	1	73	404	(141)	5. 5	316	(115)	106	(45)	3. 0
	- 11	40 71	293 408	(78) (141)	7. 3 5. 7	203 318	(53) (106)	<u>45</u> 81	(12) (32)	4. 5 3. 9
R2		37	374	(129)	10. 1	260	(86)	41	(17)	6. 3
R3	1	69 36	429		6.2	325		94		3. 5
(注)			<u>279</u> 人数で全体	<u> </u>	7.8 R3~爭點	208	# CU=7 * *	40		5. 2

(注) ()内は女性人数で全体の内数、R3~受験申込時の性別記載欄を廃止





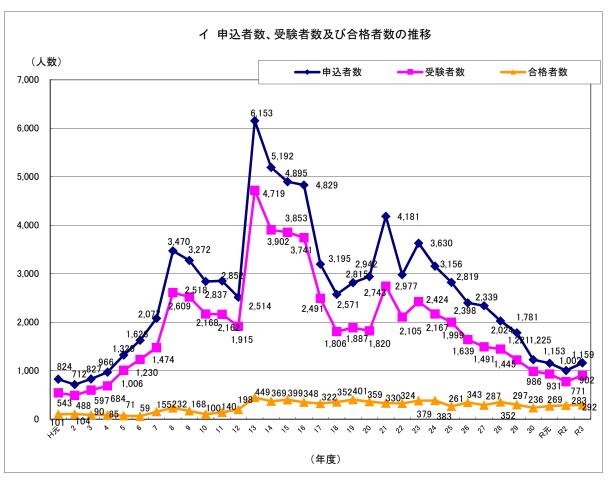
(3)警察官採用試験

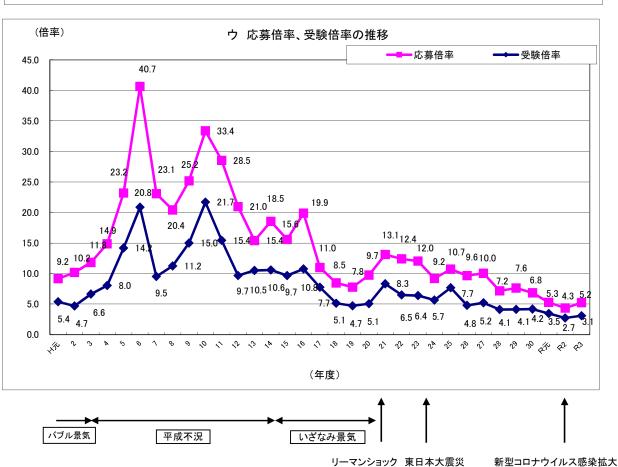
ア 実施状況

(単位:人、倍)

									立:人、167	
年度	公募数 A		·者数 B	応募倍率 B/A		者数 C	合格者 D	数	受験倍率 C/D	
Η元	90	824	(0)	9. 2	543	(0)	101	(0)	5. 4	
2	70	712	(0)	10. 2	488	(0)	104	(0)	4. 7	
3	70	827	(236)	11. 8	597	(197)	90	(13)	6.6	
4	65	966	(304)	14. 9	684	(239)	85	(13)	8. 0	
5	57	1, 320	(412)	23. 2	1, 006	(323)	71	(11)	14. 2	
6	40	1, 626	(464)	40. 7	1, 230	(343)	59	(12)	20.8	
7	90	2, 077	(580)	23. 1	1, 474	(395)	155	(24)	9. 5	
8	170	3, 470	(834)	20. 4	2, 609	(605)	232	(40)	11. 2	
9	130	3, 272	(854)	25. 2	2, 518	(652)	168	(48)	15. 0	
10	85	2, 837	(832)	33. 4	2, 168	(600)	100	(22)	21. 7	
11	100	2, 852	(830)	28. 5	2, 162	(613)	140	(25)	15. 4	
12	120	2, 514	(642)	21. 0	1, 915	(478)	198	(32)	9. 7	
13	400	6, 153	(1, 471)	15. 4	4, 719	(1, 125)	449	(98)	10. 5	
14	280	5, 192	(1, 138)	18. 5	3, 902	(821)	369	(52)	10. 6	
15	314	4, 895	(949)	15. 6	3, 853	(716)	399	(30)	9. 7	
16	243	4, 829	(846)	19. 9	3, 741	(612)	348	(25)	10.8	
17	291	3, 195	(571)	11. 0	2, 491	(421)	322	(22)	7. 7	
18	304	2, 571	(403)	8. 5	1, 806	(280)	352	(31)	5. 1	
19	362	2, 815	(480)	7.8	1, 887	(311)	401	(60)	4. 7	
20	302	2, 942	(556)	9. 7	1, 820	(323)	359	(33)	5. 1	
21	319	4, 181	(822)	13. 1	2, 743	(514)	330	(30)	8. 3	
22	240	2, 977	(620)	12. 4	2, 105	(386)	324	(32)	6. 5	
23	302	3, 630	(725)	12. 0	2, 424	(444)	379	(42)	6. 4	
24	344	3, 156	(558)	9. 2	2, 167	(365)	383	(53)	5. 7	
25	263	2, 819	(559)	10. 7	1, 999	(352)	261	(38)	7. 7	
26	249	2, 398	(445)	9. 6	1, 639	(278)	343	(52)	4. 8	
27	233	2, 339	(552)	10. 0	1, 491	(302)	287	(43)	5. 2	
28	283	2, 024	(449)	7. 2	1, 445	(289)	352	(53)	4. 1	
29	234	1, 781	(380)	7. 6	1, 221	(237)	297	(47)	4. 1	
30	179	1, 225	(242)	6. 8	986	(192)	236	(45)	4. 2	
R元	218	1, 153	(277)) 5. 3 931 (232)		(232)	269 (42)		3. 5	
R 2	231	1, 002	(200)	4. 3	771	(150)	283	(43)	2. 7	
R3	222	1, 159	(293)	5. 2	902	(231)	292	(47)	3. 1	

(注) ()内は女性人数で全体の内数





3 職員の給与等に関する報告及び勧告の状況 (1)人事委員会勧告公民較差の推移

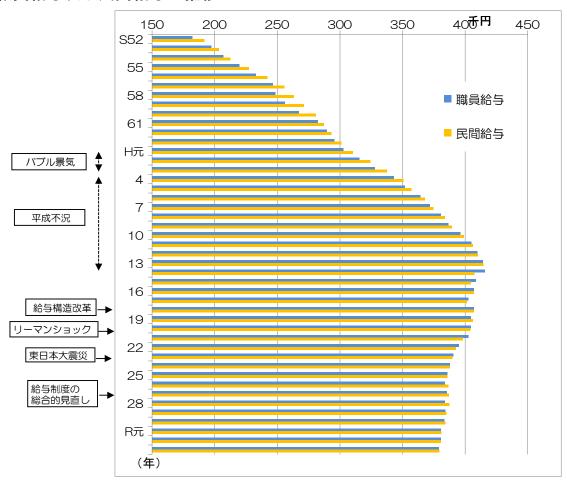
	1) 人争3	大貝女制印	5公氏戦		較差	国の官民較差(参考)			₩0-	#14 /24		
年	勧告日	職員給与	民間給与	率 (%)	金額(円)	率(%)	金額(円)	給料表	期末手当	勤勉 手当	計	対前年 増減
S52	52.10.11	182,002	191,931	6.9	12,549	5.66	10,010	0	3.9	1.1	5.0	
53	53.10.25	197,263	203,364	3.79	7,482	3.36	6,472	0	3.8	1.1	4.9	▲ 0.10
54	54.10.24	206,767	212,577	3.63	7,507	3.18	6,463	0	3,8	1.1	4.9	0.00
55	55.10.20	219,527	227,495	4.55	9,985	3.81	8,110	0	3,8	1,1	4.9	0.00
56	56.10.20	233,018	242,200	5.04	11,745	4.11	9,234	0	3.8	1.1	4.9	0.00
57	57.10.19	246,290	255,483	4.53	11,158	3.81	9,077	0	3.8	1.1	4.9	0.00
58	58.10.20	248,428	263,384	6.43	15,976	6.20	14,855	0	3.8	1.1	4.9	0.00
59	59.10.18	255,907	271,250	6.39	16,349	6.17	15,139	0	3.8	1.1	4.9	0.00
60	60.10.18	267,084	280,982	5.51	14,737	5.32	13,462	0	3.8	1.1	4.9	0.00
61	61.10.17	282,264	287,425	2.28	6,426	2.03	5,433	0	3.8	1.1	4.9	0.00
62	62.10.19	289,637	293,113	1.46	4,241	1.31	3,597	0	3.8	1.1	4.9	0.00
63	63.10.14	295,456	301,152	2.33	6,878	2.00	5,560	0	3.8	1.1	4.9	0.00
H元	1.10.13	302,788	310,169	3.08	9,319	2.55	7,280	0	3.9	1.2	5.1	0.20
2	2.10.19	315,649	324,477	3.66	11,552	2.94	8,680	0	4.15	1.2	5.35	0.25
3	3.10.14	328,124	337,768	3.68	12,062	3.05	9,327	0	4.25	1.2	5.45	0.10
4	4.10.13	343,140	350,830	2.83	9,694	2.35	7,526	0	4.25	1.2	5.45	0.00
5	5.10.13	351,917	357,023	1.88	6,609	1.59	5,250	0	4.1	1.2	5.3	▲ 0.15
6	6.10.12	364,315	367,927	1.17	4,257	1.03	3,485	0	4.0	1.2	5.2	▲ 0.10
7	7.10.11	371,634	374,463	0.88	3,260	0.80	2,788	0	4.0	1.2	5.2	0.00
8	8.10.11	380,682	383,657	0.91	3,466	0.84	2,977	0	4.0	1.2	5.2	0.00
9	9.10.9	386,520	389,615	0.97	3,740	0.91	3,287	0	4.05	1.2	5.25	0.05
10	10.10.9	396,232	398,861	0.73	2,879	0.72	2,642	0	4.05	1.2	5.25	0.00
11	11.10.8	404,967	405,984	0.25	1,025	0.28	1,062	0	3.75	1.2	4.95	▲ 0.30
12	12.10.10	409,773	410,167	0.10	394	0.12	457		3.6	1.15	4.75	▲ 0.20
13	13.10. 4	414,195	414,496	0.07	310	0.08	311		3.55	1.15	4.7	▲ 0.05
14	14.10. 4	415,654	407,192		▲ 8,462	▲ 2.02	▲ 7,801	A	3.5	1.15	4.65	▲ 0.05
15	15.10.6	408,824	404,362	▲ 1.09	▲ 4,462	▲ 1.07	▲ 4,054	A	3.0	1.4	4.4	▲ 0.25
16	16.10. 4	406,884			▲ 19		39		3.0	1.4	4.4	0.00
17	17.10.3	402,745			▲ 1,281	▲ 0.36	▲ 1,389	A	3.0	1.45	4.45	0.05
18	18.10. 2	406,898			▲ 22	0.00	18		3.0	1.45	4.45	0.00
19	19.10.9	404,709		0.37	1,510		1,352	0	3.0	1.5	4.5	0.05
20	20.10.10	404,607			▲ 344	0.04	136		3.0	1.5	4.5	0.00
21	21.10.6	402,652	398,117		▲ 4,535		▲ 863		2.75	1.4	4.15	▲ 0.35
22	22.10.6	395,128					▲ 757		2.6	1.35	3,95	▲ 0.20
23	23.10.26	390,458			▲ 748		▲ 899	A	2.6	1.35	3,95	0.00
24	24.10.19	387,580		0.02	69		▲ 273		2.6	1.35	3.95	0.00
25	25.10.17	385,856		0.01	52	0.02	76		2.6	1.35	3.95	0.00
26	26.10.17	383,630		0.72	2,780		1,090		2.6	1.5	4.1	0.15
27	27.10.15	385,503		0.39	1,505		1,469	0	2.6	1.6	4.2	0.10
28	28.10.13	383,881	387,255 384,896	0.88	3,374	0.17	708 631	0	2.6	1.7 1.8	4.3	0.10
29	29.10.12	384,035	384,896	0.22	861 636	0.15		0	2.6 2.6	1.85	4.45	0.10
30 R元	30.10.11 1.10.10	383,511 380,487	380,904	0.17 0.11	636 417	0.16	655 387	0	2.6	1.9	4.45	0.05
2	2.10.21特別給 2.11.9月例給	380,783			▲ 31	▲ 0.04	1 164		2.55	1.9	4.45	
3	3.10.14	379,274		0.02	58	0.00	1 9		2.4	1.9	4.3	▲ 0.15
			フ方式にトス						۷. ۲	1.0	1.0	_ 3.13

⁽注) 1 現行のラスパイレス方式による給与勧告制度は昭和35年から実施。

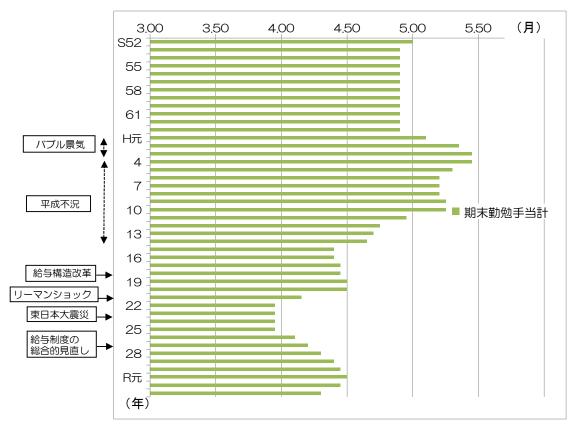
² 昭和63年から平成13年までについては民間給与の遡及改定分が含まれているため、職員給与と民間給与の差が公民 較差と一致しません。

³ 給料表の○は増額改定、▲は減額改定。

職員給与及び民間給与の推移



期末勤勉手当の支給月数の推移



(2) 令和3年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要(令和3年10月14日公表資料)

Ⅰ 報告及び勧告

- 報告及び勧告日 令和3年10月14日(木) 1
- 2 本年の給与勧告のポイント

(月例給を据え置き、ボーナスを引下げ)

- 公民較差が極めて小さいため、月例給の改定を行わない。
- 民間の支給状況等を踏まえ、ボーナスを引下げ(△0.15月分)、期末手当から差し引く。

Ⅱ 給与について

公民の較差に基づく給与改定

(1) 民間給与との比較

調査対象 444 事業所中、380 事業所の約1万7千人の個人別給与を実地調査 (調査対象:県内に所在する企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の企 業)

ア 月例給

公民の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴の 同じ者同士を比較

(民間給与との較差)

民間給与	職員給与	較 差	 (注) 行政聙
379,332円	379,274 円	58円(0.02%)	平均年齢

42.7歳

イ 特別給(ボーナス)

民間の支給割合 4.32月(職員の支給月数 4.45月)

(2) 給与の改定

ア 月例給

公民格差が極めて小さいため、改定を行わない。

イ 特別給(ボーナス)

民間の支給割合との均衡を考慮し、年間 4.45 月から 4.30 月に引下げ (一般職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期	年 間
3年度	期末手当	1.275月(支給済み)	1.125月 (現行 1.275月)	4 20 F
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95 月(改定なし)	4.30月
4年度	期末手当	1.20月	1.20月	4 20 F
以降	勤勉手当	0.95月	0.95月	4.30 月

[実施時期]

• 特別給(ボーナス): 令和3年12月1日

職員の勤務条件等に関する諸課題

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

過度な時間外労働の是正

令和2年度に時間外勤務の上限時間の特例を超えた職員数は、令和元年度より増 加。

本委員会は、管理職によるマネジメントの徹底等を指示した上で、これらによっても削減できない場合は、適正な人員配置等により削減を図ることを改めて指導。 任命権者には、この指導を踏まえ、過度な時間外労働の是正に向けた取組の推進を 強く要請。

教職員の多忙化の解消

教職員の時間外在校等時間の上限が条例・規則等で規定され、当該時間の客観的 な把握が進んでいる。県教育委員会は、時間外在校等時間の状況に応じた支援策を 講ずることが必要。校長等には、時間外在校等時間の状況に応じた適切なマネジメ ントを求める。

子育て支援及び介護支援等の充実

任命権者及び管理職は、子育で・介護や不妊治療の休暇・休業制度の利用勧奨、 利用しやすい職場風土の形成などに取り組むことが必要。特に男性職員の育児休業 取得率が低い状況にあることから、要因を分析し取組を進めることを求める。人事 院が行った育児休業の取得緩和、不妊治療休暇の新設等に係る意見の申出を踏まえ、 本県も、制度の見直しに取り組むとどもに、会計年度任用職員についても適切に対応することが必要。

多様な働き方の実現 テレワークの推進などの取組は、子育て等を行う職員の能力発揮などに資することから、任命権者は、勤務時間や勤務形態の在り方について調査・研究を行い、多 様な働き方を実現していくことが必要。

- 職員の心身の健康の保持・増進
- 心の健康づくりの推進

任命権者は、高ストレス者に対する医師との面談の勧奨などにより精神疾患発症 の未然防止に努めることが必要。管理職を含む全ての職員は、ストレスチェックを踏まえたセルフケアに努めるとともに、良好な職場の雰囲気づくりに努めることが 必要。

ハラスメント防止対策の推進

任命権者には、ハラスメント相談体制の強化など実効性のある取組の充実を求め る。管理職をはじめとする全ての職員には、誰もがハラスメントの行為者となり得 ることを理解し、自らの言動に注意を払い、風通しの良い雰囲気づくりを求める。

能力・実績に基づく人事管理の推進

県教育委員会には、早期に人事評価を全ての教職員の昇給に反映させることを求め る。各任命権者は、評価者向け研修の充実や評価の公平性の確保などの検証・改善が 必要。

4 人材の確保

質の高い行政を安定的・継続的に展開できる人材の確保が重要な課題。本委員会は 任命権者とともに、職員採用試験の改善や職務の魅力の情報発信の充実などを一層推 進。

5 障害者雇用等に関する取組

県教育委員会には、障害者の法定雇用率の速やかな達成を求める。各任命権者には、 更なる雇用拡大に加え、職員が長く定着し活躍できる職場づくりに努めることを求め る。

6 公務に対する信頼の確保

公務外の懲戒事案が多く発生。職員には、厳しく自らを律することを強く求める。 任命権者には、個々の職員が一層厳正な姿勢で責任を果たすよう徹底させることなど を求める。

(3) 令和3年人事委員会勧告の状況(都道府県別)

		R3公I		クルベルに「日中、	R3公I		R3給料表 の改定		賞与の改定	- -
都道府県	職員給与 順位	職員給与 (円)	民間給与 順位	民間給与 (円)	較差 (円)	較差 (%)	給料表	改定前	改定後	改定月数
北海道	18	371,358	18	371,323	△ 35	Δ 0.01		4.45	4.30	△ 0.15
青森県	46	345,800	46	345,791	△9	0.00	_	4.25	4.20	△ 0.05
岩手県	42	351,165	42	351,171	6	0.00	_	4.45	4.30	△ 0.15
宮城県	30	362,699	30	362,636	△ 63	△ 0.02		4.45	4.30	△ 0.15
秋田県	27	364,342	28	364,302	△ 40	△ 0.01		4.30	4.20	△ 0.10
山形県	20	368,801	20	368,786	△ 15	0.00	_	4.35	4.25	△ 0.10
福島県	22	367,845	22	367,921	76	0.02	_	4.40	4.25	△ 0.15
茨城県	9	377,763	9	377,821	58	0.02	_	4.45	4.30	△ 0.15
栃木県	25	366,634	25	366,593	△ 41	△ 0.01	_	4.45	4.30	△ 0.15
群馬県	16	372,717	16	372,647	△ 70	△ 0.02	_	4.45	4.30	△ 0.15
埼玉県	5	382,067	5	382,159	92	0.02	_	4.45	4.30	△ 0.15
千葉県	28	364,245	27	364,370	125	0.03	_	4.45	4.30	△ 0.15
東京都	1	402,898	1	402,795	△ 103	△ 0.03	_	4.55	4.45	△ 0.10
神奈川県	2	393,467	2	393,451	△ 16	0.00	_	4.45	4.30	△ 0.15
新潟県	15	373,845	15	373,724	△ 121	△ 0.03	_	4.40	4.30	△ 0.10
富山県	32	361,569	31	361,655	86	0.02	_	4.45	4.30	△ 0.15
石川県	34	360,340	34	360,307	△ 33	△ 0.01	_	4.45	4.30	△ 0.15
福井県	36	358,845	36	358,803	△ 42	△ 0.01	_	4.45	4.30	△ 0.15
山梨県	12	375,625	12	375,602	△ 23	△ 0.01	_	4.45	4.30	△ 0.15
長野県	10	376,460	11	376,415	△ 45	△ 0.01	_	4.40	4.30	△ 0.10
岐阜県	21	368,276	21	368,313	37	0.01	_	4.45	4.30	△ 0.15
静岡県	8	379,274	8	379,332	58	0.02	_	4.45	4.30	△ 0.15
愛知県	6	381,369	6	381,377	8	0.00	_	4.45	4.30	△ 0.15
三重県	4	386,759	4	386,715	△ 44	△ 0.01	_	4.45	4.30	△ 0.15
滋賀県	13	375,576	13	375,568	Δ8	0.00	_	4.45	4.30	△ 0.15
京都府	14	374,731	14	374,708	△ 23	△ 0.01	_	4.45	4.30	△ 0.15
大阪府	11	376,458	10	376,646	188	0.05	_	4.45	4.30	△ 0.15
兵庫県	3	390,320	3	390,317	Δ3	0.00	_	4.45 4.30		△ 0.15
奈良県	24	366,661	24	366,622	△ 39	△ 0.01	_	4.40	4.25	△ 0.15

加茶点目		R3公!	民給与		R3公I	民較差	R3給料表 の改定		賞与の改定	- -
都道府県	職員給与 順位	職員給与 (円)	民間給与 順位	民間給与 (円)	較差 (円)	較差 (%)	給料表	改定前	改定後	改定月数
和歌山県	19	369,944	19	369,967	23	0.01	_	4.45	4.30	△ 0.15
鳥取県	45	346,796	45	346,448	△ 348	△ 0.10	_	4.00	3.95	△ 0.05
島根県	40	354,675	40	354,804	129	0.04	_	4.10	4.00	△ 0.10
岡山県	17	372,188	17	372,263	75	0.02	_	4.45	4.30	△ 0.15
広島県	7	381,234	7	381,147	△ 87	△ 0.02		4.45	4.30	△ 0.15
山口県	33	360,922	33	361,033	111	0.03	_	4.45	4.30	△ 0.15
徳島県	26	365,968	26	366,007	39	0.01	_	4.45	4.30	△ 0.15
香川県	31	361,622	32	361,546	△ 76	△ 0.02	_	4.45	4.30	△ 0.15
愛媛県	39	356,038	39	356,085	47	0.01	_	4.45	4.30	△ 0.15
高知県	47	336,873	47	336,725	△ 148	△ 0.04	_	4.20	4.15	△ 0.05
福岡県	23	367,644	23	367,607	△ 37	△ 0.01	_	4.45	4.30	△ 0.15
佐賀県	41	354,319	41	354,299	△ 20	△ 0.01	_	4.45	4.30	△ 0.15
長崎県	29	363,115	29	362,998	△ 117	△ 0.03	_	4.45	4.30	△ 0.15
熊本県	35	359,180	35	359,147	△ 33	△ 0.01	_	4.45	4.30	△ 0.15
大分県	38	356,438	38	356,516	78	0.02	_	4.45	4.30	△ 0.15
宮崎県	43	349,903	43	350,132	229	0.07	_	4.45	4.35	△ 0.10
鹿児島県	37	358,649	37	358,527	△ 122	△ 0.03	1	4.45	4.30	△ 0.15
沖縄県	44	348,858	44	348,831	△ 27	△ 0.01		4.45	4.30	△ 0.15
围	_	407,153	_	407,134	△ 19	0.00	_	4.45	4.30	△ 0.15

(4) 令和3年人事委員会勧告の状況(政令市、和歌山市、特別区)

		R3公E	民給与		R3公E	民較差	R3給料表 の改定		賞与の改定	<u>-</u>
政令市等	職員給与 順位	職員給与 (円)	民間給与 順位	民間給与 (円)	較差 (円)	較差 (%)	給料表	改定前	改定後	改定月数
札幌市	22	349,276	22	349,125	△ 151	△ 0.04	-	4.45	4.30	△ 0.15
仙台市	16	374,051	16	373,956	△ 95	△ 0.03	_	4.45	4.30	△ 0.15
さいたま市	2	399,864	2	399,782	△ 82	△ 0.02	_	4.45	4.30	△ 0.15
千葉市	3	399,291	3	399,230	△ 61	△ 0.02	_	4.45	4.30	△ 0.15
横浜市	11	385,012	11	384,950	△ 62	Δ 0.02	_	4.45	4.30	△ 0.15
川崎市	1	412,021	1	411,950	△ 71	Δ 0.02	_	4.45	4.30	△ 0.15
相模原市	18	372,731	18	372,669	△ 62	△ 0.02	1	4.45	4.30	△ 0.15
新潟市	20	362,357	20	362,192	△ 165	△ 0.05	1	4.45	4.30	△ 0.15
静岡市	13	380,378	13	380,289	△ 89	△ 0.02	1	4.45	4.30	△ 0.15
浜松市	19	371,718	19	371,672	△ 46	△ 0.01	_	4.40	4.25	△ 0.15
名古屋市	10	385,594	10	385,497	△ 97	△ 0.03	1	4.45	4.30	△ 0.15
京都市	6	394,945	5	394,910	△ 35	△ 0.01	1	4.45	4.30	△ 0.15
大阪市	7	394,704	7	394,776	72	0.02	_	4.45	4.30	△ 0.15
堺市	9	388,384	9	388,416	32	0.01	1	4.45	4.30	△ 0.15
神戸市	5	394,973	6	394,887	△ 86	△ 0.02	1	4.45	4.30	△ 0.15
市山岡	8	391,350	8	391,185	△ 165	△ 0.04	_	4.45	4.30	△ 0.15
広島市	15	377,991	15	377,892	△ 99	△ 0.03	1	4.45	4.30	△ 0.15
北九州市	4	395,515	4	395,458	△ 57	△ 0.01	1	4.45	4.30	△ 0.15
福岡市	12	381,864	12	381,730	△ 134	△ 0.04	1	4.45	4.30	△ 0.15
熊本市	21	352,364	21	352,330	△ 34	△ 0.01	1	4.45	4.30	△ 0.15
和歌山市	17	373,505	17	373,477	△ 28	△ 0.01	1	4.45	4.30	△ 0.15
特別区	14	378,430	14	378,336	△ 94	△ 2.00	1	4.60	4.45	△ 0.15
田	_	407,153	_	407,134	△ 19	0.00	_	4.45	4.30	△ 0.15

(5) 過去における「勤務条件等に関する諸課題」の報告項目

年度	項 目	委員名
H18	1 時間外勤務の縮減及び職員の健康管理 時間外縮減、メンタルヘルス対策、生活習慣病の予防2 男女が共同して働きやすい職場環境づくり3 育児のための短時間勤務制度等及び自己啓発等休業制度 育児・介護のための短時間勤務制度、自己啓発等休業制度の検討4 職員の能力開発及び育成	井口 賢明 川口 正俊 内山 博之
H19	 1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進派遣研修の充実、自己啓発休業制度の整備・活用 2 勤務時間の見直し 3 時間外勤務の縮減 4 心の健康管理メンタルヘルス対策 5 男女が共同して働きやすい職場環境づくり 6 新たな人事評価制度の導入 	井口 賢明澤田 茂夫内山 博之
H20	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進2 時間外勤務の縮減3 心の健康管理(メンタルヘルス対策)4 男女が共に働きやすい職場環境づくり 育児短時間勤務制度を利用した環境づくり5 コンプライアンスの徹底	井口 賢明 澤田 茂夫 寺田 一彦
H21	 1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 (1)育児休業、看護又は介護のための休暇制度の充実 (2)時間外勤務の縮減 (3)心の健康管理(メンタルヘルス対策) 2 職員の士気高揚と公務員倫理の徹底 (1)活気あふれる職場環境づくり (2) コンプライアンス(法令遵守)の徹底 3 臨時及び非常勤の職員の処遇 勤務条件、任用のあり方研究、臨時的任用教育職員のあり方 	寺田 一彦 澤田 茂夫 小川 良昭
H22	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進育児休業、時間外縮減2 職員の健康管理メンタルヘルス対策、病休制度見直し3 非常勤職員の処遇非常勤の育児休業導入	寺田 一彦 澤田 茂夫 小川 良昭

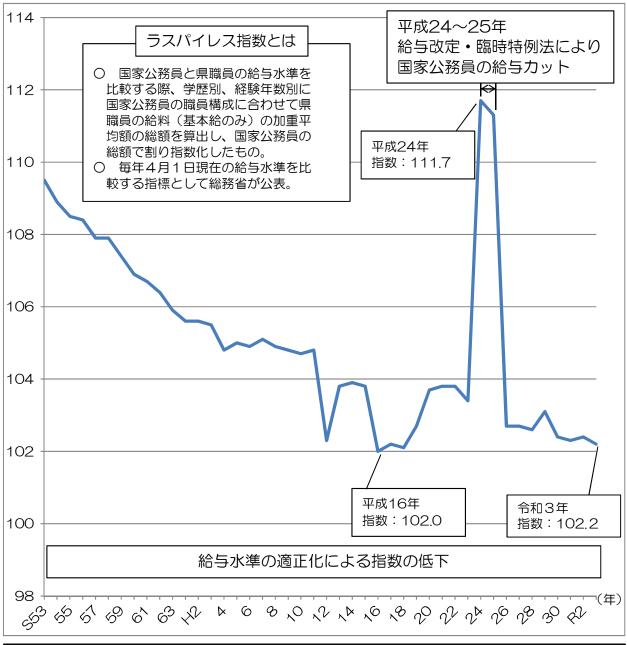
年度	項 目	委員名
H23	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 育児休業、時間外縮減、教員多忙化2 メンタルヘルス対策 パワハラ・セクハラの防止3 定年延長に向けた制度の見直し	寺田 一彦 澤田 茂夫 小川 良昭
H24	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 子育て支援、時間外縮減、教員多忙化2 メンタルヘルス対策 パワハラ・セクハラの防止3 高齢期における職員の雇用問題	小川 良昭 澤田 茂夫 岸田 勝彦
H25	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進(1)子育て支援及び介護支援(2)時間外勤務の縮減(3)教育職員の多忙化の解消(4)配偶者帯同休業制度2 メンタルヘルス対策3 雇用と年金の接続4 公務員制度改革5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 池谷 亨士 岸田 勝彦
H26	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 (1)子育て支援及び介護支援 (2)過度な時間外勤務の解消 (3)教育職員の多忙化の解消 2 メンタルヘルス対策 3 雇用と年金の接続 (1)雇用と年金の接続の在り方 (2)再任用職員の給与 4 公務員制度改革 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭池谷 亨士岸田 勝彦
H27	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 (1) 子育て支援及び介護支援(2) 過度な時間外勤務の解消 (3) 教職員の多忙化の解消(4)柔軟で多様な働き方と働きやすい職場環境づくり 2 メンタルヘルス対策 3 雇用と年金の接続 4 公務員制度改革 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭池谷 亨士岸田 勝彦

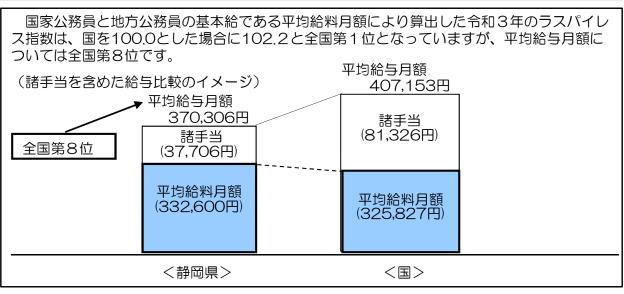
年度	項 目	委員名
H28	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 (1) 過度な時間外労働の是正(2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) メンタルヘルス対策(2) ハラスメント対策 3 雇用と年金の接続 4 人事評価制度の整備 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 池谷 亨士 岸田 勝彦
H29	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 (1) 過度な時間外労働の是正(2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 3 雇用と年金の接続 4 人事評価制度の整備 5 臨時・非常勤職員に係る法改正への対応 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 滿岸田 勝彦
H30	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 (1) 過度な時間外労働の是正(2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進(2) ハラスメント防止対策の推進 3 定年の引上げ 4 人事評価制度の整備 5 臨時・非常勤職員の勤務条件の改善 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 滿岸田 勝彦
R元	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 (1) 過度な時間外労働の是正(2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進(2) ハラスメント防止対策の推進 3 定年の引上げ 4 能力・実績に基づく人事管理の推進 5 会計年度任用職員制度の円滑導入 6 障害者雇用に関する取組 7 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 滿 岡部比呂男

年度	項 目	委員名
R2	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 (1) 過度な時間外労働の是正(2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進(2) ハラスメント防止対策の推進 3 定年の引上げ 4 能力・実績に基づく人事管理の推進 5 障害者雇用に関する取組 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 滿 岡部比呂男
R3	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 (1) 過度な時間外労働の是正(2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実(4) 多様な働き方の実現 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進(2) ハラスメント防止対策の推進 3 能力・実績に基づく人事管理の推進 4 人材の確保 5 障害者雇用等に関する取組 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 佐藤 典生 岡部比呂男

4 ラスパイレス指数の推移

(1) 本県のラスパイレス指数推移





(2) ラスパイレス指数推移(都道府県別)

年	S45年		55年	Ξ.	H元年	Ę	5年		10年	Ē.	29年	E	30年	Ę.	315	Ŧ	R2i	=	R3f	Ę	R3-R2	R3年平均給与月額による全国順位
県名	指数 亿	7	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位		平均給与月額(円) 位
北海道	105.9 2	0	105.6	27	102.1	41	102.3	40	102.3	39	98.6	38	98.6	38	99.0	36	99.2	35	99.2	34	0.0	361,537 20
青森	98.7 4	4	103.6	40	103.0	32	102.1	43	102.8	25	98.0	42	97.9	44	97.4	45	97.3	45	96.8	45	Δ 0.5	341,213 45
岩手	98.0 4	5	101.8	47	101.7	42	102.2	41	102.5	35	99.1	34	99.3	33	99.2	34	99.3	31	99.5	26	0.2	348,076 37
宮城	99.2 4	3	106.7	13	103.2	29	102.9	33	102.9	23	100.1	26	100.0	25	99.9	23	100.1	19	100.1	19	0.0	354,837 30
秋田	101.7 3	8	103.6	40	101.6	44	102.8	35	102.6	30	101.5	6	101.1	6	100.4	12	100.4	15	100.2	16	Δ 0.2	358,110 26
山形	97.8 4	6	102.6	45	102.6	37	103.2	26	103.7	13	101.0	11	100.4	15	100.1	18	100.1	19	100.0	20	Δ 0.1	362,490 19
福島	103.9 2	7	106.7	13	103.3	26	103.1	30	102.6	30	101.0	11	100.7	11	100.5	10	100.6	14	100.4	12	Δ 0.2	358,238 25
茨城	105.5 2	:1	106.8	11	104.0	14	104.0	14	103.5	15	101.2	10	101.0	8	101.0	4	100.7	11	100.4	12	△ 0.3	369,416 9
栃木	104.0 2	6	105.6	27	104.8	9	104.2	10	103.2	17	101.4	8	101.0	8	100.8	6	100.7	11	100.3	15	△ 0.4	357,055 28
群馬	104.2 2	:5	104.4	39	104.0	14	103.9	16	103.6	14	100.9	13	100.4	15	100.2	15	100.3	17	100.2	16	Δ 0.1	364,119 16
埼玉	108.6 1	1	111.1	4	106.0	5	105.1	5	104.3	5	100.6	19	100.3	20	100.0	22	101.4	4	101.0	5	△ 0.4	368,092 11
千葉	107.4 1	7	109.4	6	106.0	5	104.4	9	103.0	18	100.5	20	100.1	24	99.9	23	99.9	22	99.8	22	△ 0.1	357,724 27
東京	121.8	1	111.6	2	107.2	2	107.4	1	104.8	3	101.6	4	101.4	5	101.0	4	100.9	7	100.8	7	△ 0.1	397,436 1
神奈川	116.8	2	112.2	1	108.2	1	107.1	2	105.1	2	102.9	2	102.5	1	101.7	2	101.9	3	101.6	3	△ 0.3	387,585 2
新潟	101.6 4	0	104.8	36	102.4	39	103.2	26	103.0	18	100.8	15	100.4	15	100.1	18	99.0	36	99.1	35	0.1	355,496 29
富山	100.8 4	2	106.0	24	103.7	22	103.4	22	103.0	18	98.6	38	99.2	34	99.2	34	99.3	31	99.3	32	0.0	353,463 32
石川	108.1 1	3	106.6	17	102.6	37	102.7	37	102.5	35	100.2	23	99.9	26	99.7	26	99.8	23	99.8	22	0.0	352,223 34
福井	102.5 3	5	105.3	30	104.0	14	103.1	30	102.6	30	99.9	27	99.8	27	99.4	28	99.6	28	99.4	30	Δ 0.2	347,724 38
山梨	103.3 3	1	104.8	36	102.9	34	103.4	22	102.3	39	100.8	15	100.3	20	100.7	7	100.9	7	100.4	12	△ 0.5	368,101 10
長野	105.2 2	2	105.4	29	104.9	8	103.8	17	102.4	38	99.9	27	100.2	22	100.4	12	100.3	17	100.2	16	△ 0.1	366,374 12
岐阜	108.2 1	2	106.3	19	103.0	32	102.8	35	103.0	18	99.5	33	99.4	32	99.5	27	99.7	25	99.6	25	△ 0.1	360,731 22
静岡	113.9	5	108.5	8	105.6	7	105.0	6	104.7	4	103.1	1	102.4	2	102.3	1	102.4	2	102.2	1	Δ 0.2	370,306 8
愛知	115.6	4	111.4	3	107.0	3	105.7	4	104.3	5	101.5	6	101.0		100.7	7	102.5	1	102.1	2	△ 0.4	378,006 4
三重		+	106.3	19	103.3	26	103.4	22	102.7	28	102.2	3	101.9	3	101.6	3	101.4	4	101.4	4	0.0	375,895 6
滋賀		-	105.9		103.6		103.2	26	102.1	42	100.2	23	99.5		99.3	31	100.8	9	100.7	9	△ 0.1	364,689 15
京都	107.8 1	_			103.7	22	103.8		102.1	42	99.7	29	99.1	35	99.3	31	99.4	30	99.5		0.1	364,969 14
大阪		-	109.3	7	107.0	3	106.1	3	105.2	1	101.6	4	101.6		100.5	10	100.7	11	100.9	6	0.2	376,508 5
兵庫		-	108.5	8	104.1	12	104.6	7	103.8	12	99.7	29	100.4		100.1	18	99.8	23	99.8		0.0	381,559 3
奈良		-	106.8	11	103.8	18	103.4	22	102.6		100.2	23	99.7	28	99.4	28	99.7	25	99.4		Δ 0.3	361,511 21
和歌山		_	109.5	5	104.7	10	104.0	14	102.9	23	99.7	29	99.7	28	99.3	31	99.6	28	99.5		△ 0.1	362,984 18
島根	109.2 1 102.7 3		106.7 106.7	13	103.8		103.5		103.0		94.8 97.8		95.3 98.1		95.3 98.3	47 40	95.4 98.5	47 41	95.5 98.5		0.1	346,302 41 345,908 42
岡山	102.7 3		106.7		103.3		102.1		101.2						100.3		100.4	15			0.0	363,742 17
広島	107.0 1	-	100.2				103.6		103.3							18	100.4	6	100.5		O.1 △ 0.4	371,322 7
山口	106.0 1	-	107.1		104.4	12	104.5		104.0	42						15	99.3	31	98.9		△ 0.4	350,477 36
徳島	103.6 3	+	104.9		103.6		104.2		103.9		98.9		98.7		98.2	41	99.0	36	99.1		0.1	364,993 13
香川	101.4 4	-	105.1	-	102.3		102.9		104.2	7	97.7		98.1		98.4	39	98.6	39	98.8		0.1	358,420 24
愛媛	103.7 2	_	103.3		101.4		103.0		102.6		98.5		98.3		98.5		98.6	39	98.7		0.1	352,408 33
高知	103.7 2	-	105.8		103.8		103.6		102.5		99.0		99.1		98.6		98.8	38	98.8		0.0	335,360 47
福岡	107.7 1	-	103.5		103.2			12	103.9			8		6			100.8	9	100.6	10	△ 0.2	359,674 23
佐賀	103.1 3	2	102.0	46	101.6	44	101.7	46	100.7	47	100.7	18	100.5	13	100.2	15	100.0	21	99.9	21	△ 0.1	341,756 44
長崎	101.9 3	6	106.4	18	104.0	14	104.1	12	103.9	9	98.5	40	98.2	41	98.2	41	98.2	42	98.2	42	0.0	354,390 31
熊本	101.8 3	7	105.0	33	102.9		102.2		102.7	28	100.8		100.2		99.9	23	99.7	25	99.5		△ 0.2	351,962 35
大分	102.9 3	3	104.6	38	102.7	36	102.5	39	102.8	25	99.7	29	99.7	28	99.4	28	99.3	31	99.3	32	0.0	346,554 39
宮崎	104.4 2	4	103.6	40	101.7	42	101.8	45	101.1	46	97.9	43	97.8	45	97.5	44	97.5	44	97.4	44	Δ 0.1	339,016 46
鹿児島	101.7 3	8	104.9	34	103.2	29	102.6	38	102.8	25	96.8	46	96.6	46	96.2	46	96.2	46	96.2	46	0.0	346,506 40
沖縄		-	106.3	19	101.3	47	100.9	47	102.3	39	98.8	37	98.5	39	98.2	41	98.2	42	98.1	43	△ 0.1	342,633 43
全国	108.6		106.9		104.2		104.0		103.3		100.2		100.1		99.8		100.0		99.9			
	全国順位				-	イレ		小松		まで								<u> </u>				

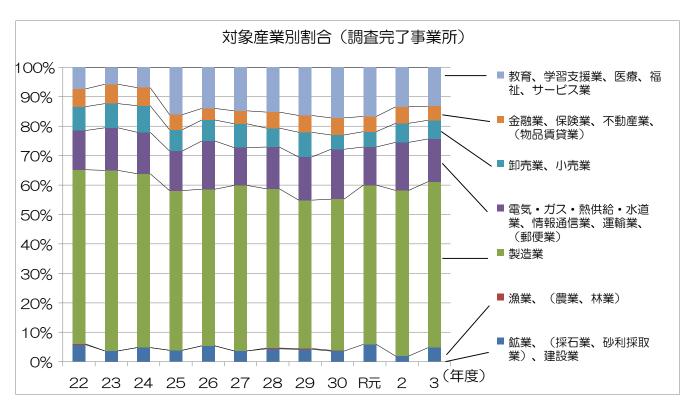
全国順位については、ラスパイレス指数小数第1位まで。 ・ 本成28年からは、福祉職を除く一般行政職の指数。

5 職種別民間給与実態調査標本事業所数の推移

(単位:事業所)

				_	
	静岡県	静岡市	浜松市	合計	前年度からの増減の要因
22年度	200	115	105	420	母集団事業所の減少
23年度	200	113	105	418	母集団事業所の減少
24年度	203	113	105	421	母集団事業所の増加
25年度	221	130	117	468	対象産業の拡大により増加
26年度	220	128	117	465	母集団事業所の減少
27年度	211	132	117	460	母集団事業所の減少
28年度	206	121	117	444	母集団事業所の減少
29年度	222	127	117	466	母集団事業所の増加
30年度	224	125	118	467	母集団事業所の増加
R 元年度	223	127	121	471	母集団事業所の増加
2年度	210	119	120	449	新型コロナウイルス感染症に対処している医療現場の厳し い環境に鑑み、医療層(病院等)を調査対象から除外
3年度	210	116	118		母集団事業所の減少

(注) 標本事業所は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所(母集団事業所)から無作為に抽出された、訪問調査の対象となる事業所。



(注) ()内は平成20年度から追加された産業。ただし、農業、林業及びサービス業の一部 については平成25年度から追加。

6 勤務条件に関する措置要求の推移

年度	判定件数	棄却	却下 (判定)	却下 (決定)	一部棄却• 一部却下	一部棄却・一部却下・一部認容	取下げ
H 24							
25	1	1					
26	1			1			1
27							
28							
29							
30							
R元							
2							
3	2			2			
計	4	1	0	3	0	0	1

7 不利益処分に関する審査請求の推移

年度	裁決件数	棄却	却下	一部承認• 一部却下	処分取消	処分修正	取下げ	
H 24								
25	1	1						
26								
27								
28	1					1	1	
29								
30							1	
R元	1	1						
2	1	1						
3	1					1	1	
計	5	3	0	0	0	2	3	

8 苦情相談の受付処理状況

任命権者	県知事		教育委員会		警察本部長		委託団体		計	
相談区分	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了
平成 29 年度 (件)								(件)		
任用関係	1	1	4	4	 		2	2	7	7
給与関係	1	1			2	2	1	1	4	4
勤務条件	7	7	3	3	2	2	3	3	15	15
懲戒分限	1		1	1	 				1	1
パワハラ			1	1	1				2	1
セクハラ					1					
いじめ等	1	1	3	3	i		2	2	6	6
その他					1					
計	10	10	12	12	5	4	8	8	35	34
平成30年度		. !								(件)
任用関係			3	3	1	1	1		5	5
給与関係	-	4	1	1	1	1	1		3	2
勤務条件	1		3	3	2	2	2	2	8	8
懲戒分限	1	1 3	1	1	1	1		^	3	3
ハンハラ	3	3	2	1	5	1	2	2	12	13
セクハラ いじめ等	1	1	3	3	<u>'</u>				1	1
その他	1		2	2	i				4	3
計	7		15	14	10	12	6	5	38	38
令和元年度	<u> </u>		10	14	10 ;	12	0	5	30	(件)
任用関係	1	1					3	3	4	
給与関係	1	'			1	1	U	1	2	2
勤務条件	2	2	2	2	3	3	3	3	10	10
<u> </u>	1	1	1	1		Ŭ	Ŭ	Ŭ	2	2
パワハラ	1		2	3	4	4	1	1	8	9
セクハラ	·	·		Ü	· · ·	,	·	,	J	J
いじめ等	2	2	4	4	2	2	2	1	10	9
その他	5	5	4	4	i				9	9
計	13	12	13	14	10	10	9	9	45	45
令和2年度									(件)	
任用関係	4	4	2	2	2	2			8	8
給与関係	1	2	1	1					2	3
勤務条件	9	9	8	8	3	3	2	2	22	22
<u> </u>							1	1	1	
パワハラ	1		2	2	8	8	3	3	14	13
セクハラ	1	1							1	1
いじめ等	2				 			1	2	3
その他	4		2		2	2		_	8	8
計	22	22	15	15	15	15	6	7	58	59 (#\)
令和3年度	<u>а</u> '	! al	4	۱ ۱	^ '		2 '	2	0 '	(件)
任用関係	4		1 1		0		3 1		8	
<u>給与関係</u> 勤務条件	1 2		4		0 3		3		3 12	3 12
<u> </u>	0		0		0		0		0	
セクハラ	1		0		0	0	0		1	1
	0		0	0	0	0	0		0	
マタハラー										
マタハラ パワハラ							3	3	14	15
パワハラ	4	5	5	5	2	2	3	3	14 2	15 2
	4	5 2	5	5 0	2	2		0		15 2 5

人事委員会事務局の基本理念と行動指針

1 基本理念

県の赤来を担う人材を見出し、 職員が働きやすい環境づくりをサポートします。

この基本理念は、静岡県が「県民くらし満足度日本一」を目指して効率的な行政運営を推進するため、人事委員会事務局が①優秀な人材の確保、②適正な給与制度等の勤務条件の確保、③職員が働きやすい職場環境の確保を図ることにより、職員が十分にその能力を発揮できるよう支援することを表現したものです。

2 行動指針

人事委員会事務局職員一人ひとりがこの行動指針に基づき、常に適正な業務の執行と改革・改善に努めていきます。

- ・私たちは、魅力ある県の仕事を積極的に PR し、 優秀な人材の確保に取り組みます。
- ・私たちは、職員の勤務条件を調査研究し、 適正な制度の立案に取り組みます。
- ・私たちは、法令を遵守し、公正・中立な立場で 職員の人事管理や労働環境の適正化を確保します。
- ・私たちは、職員の「ワーク・ライフ・バランス」の実現を目指して、 改革・改善に取り組みます。

人 事 委 員 会 年 報 令和3年度版

令和4年6月発行

編集•発行 静岡県人事委員会事務局 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 (TEL)054-221-2273 (FAX)054-254-3982



静岡県人事委員会事務局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

(電話) 054-221-2275

(メール) shokuin@pref.shizuoka.lg.jp

(ホームページ) https://www.pref.shizuoka.jp/zinzi/employ/